令和3年第4回足寄町議会定例会議事録(第3号)

令和3年12月14日(火曜日)

◎出席議員(13名)

1番 多治見 亮 一 君 2番 高 道 洋 子 君 3番 進藤晴子君 4番 榊 原深雪君 田利正文君 6番 熊 澤 芳 潔 君 5番 髙 橋 健 一 君 8番 川 上 修 一 君 7番 10番 二 川 靖君 9番 髙 橋 秀 樹 君 木 村 明 雄 君 12番 井 脇 昌 美 君 11番

13番 吉 田 敏 男 君

◎欠席議員(0名)

◎法第121条の規定による説明のための出席者

 足
 寄
 町
 長
 渡
 辺
 俊
 一
 君

 足寄町教育委員会教育長
 藤
 代
 和
 昭
 君

 足寄町農業委員会会長
 齋
 藤
 陽
 敬
 君

 足寄町代表監査委員
 川
 村
 浩
 昭
 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

町 長 丸 山 晃 徳 君 副 総 長 松野 孝 君 務 課 福 課 長 保 多 紀 江 君 祉 課 住 民 長 佐々木 雅 宏 君 加藤勝廣君 経 済 課 長 建 課 増田 徹 君 設 長 国民健康保険病院事務長 川島英明君 消 防 課 長 大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長 丸山一人君

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長 山田弘幸君

◎職務のため出席した議会事務局職員

 事 務 局 長 横 田 晋 一 君

 事 務 局 次 長 野 田 誠 君

 総 務 担 当 主 査 中 鉢 武 志 君

◎議事日程

- HJA J 1.	_		
日程第	1	一般質問 <p3~< td=""><td>P 1 4 ></td></p3~<>	P 1 4 >
日程第	2	行政報告 (町長)	$<$ P 1 4 \sim P 1 6 $>$
日程第	3	議案第93号	令和3年度足寄町一般会計補正予算(第9号) <p16< td=""></p16<>
			~P38>
日程第	4	議案第94号	令和3年度足寄町国民健康保健事業特別会計補正予算
			(第2号) < P16~P38>
日程第	5	議案第95号	令和3年度足寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第
			2号) < P 1 6~P 3 8>
日程第	6	議案第96号	令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算
			(第1号) < P 1 6 ~ P 3 8 >
日程第	7	議案第97号	令和3年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
			2号) < P 1 6~P 3 8>
日程第	8	議案第98号	令和3年度足寄町資源ごみ処理等事業会計補正予算(第2
			号) < P 1 6 ~ P 3 8 >
日程第	9	議案第99号	令和3年度足寄町国民健康保健病院事業会計補正予算
			(第2号) < P 16~P38>
追加H程 第	1	議案第100号	足寄町農地災害復旧事業分担金徴収条例の制定について<
			P 3 8~P 4 1>
追加H程 第	2	議案第101号	令和3年度足寄町一般会計補正予算(第10号) < P41
			\sim P 4 3 $>$
脚曜第	3	意見書案第9号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援
			策を求める意見書< P 4 3 >
訓耀第	4	意見書案第10号	燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する
			意見書< P 4 3 ~ P 4 4 >
_{追加日程} 第	5	所管事務調査期限	の延期について(総務産業常任委員会・文教厚生常任委員
			会) < P 4 4 >

脚曜第 6 閉会中継続調査申出書(文教厚生常任委員会・広報広聴常任委員会・議会運営委員会) < P 4 4 >

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

O議長(吉田敏男君) 皆さん、おはよう ございます。

全員の出席でございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長(吉田敏男君) 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

〇議会運営委員会委員長(榊原深雪君) 昨日開催されました、第4回定例会に伴う 議会運営委員会の協議の結果を報告しま す。

本日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、町長から行政報告を受けます。

次に、議案第93号から議案第99号までの令和3年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長(吉田敏男君) これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長(吉田敏男君) 日程第1 昨日に 引き続き、一般質問を行います。

10番二川 靖君。

(10番二川 靖君 登壇)

〇10番(二川 靖君) 議長のお許しを 得たので、一般質問通告書に基づき一般質 問をしたいと思います。

質問事項、エゾシカによる農業被害と今 後の対策について。

本町におけるエゾシカの農業被害については、平成29年から令和元年度の被害額については平均して1億円を切り、捕獲頭

数についても一般狩猟、駆除頭数含め平均 1,700頭前後になっているとの報告を受けていますが、先日北海道のまとめとして、北海道東部では1万頭減の推定生息数 31万頭、被害額は全道で2020年度前年比2億円増の40億円に上ると新聞報道がされました。

これを踏まえ、以下の点についてお伺いいたします。

1、令和元年度以降のエゾシカの捕獲頭数と農業被害額は。

2、鹿柵設置に当たって、新設及び補修 などの補助金制度はどのようになっている のか。また、町として押さえている問題 点、課題はないのか。

3、燃料費等の高騰、ジビエ人気があったもののコロナ禍で鹿肉の消費が落ち込んでいる現状を見たとき、ハンターの狩猟意欲も減少してきていると思われる。町独自の報償費上乗せについて、猟友会等への聞き取りを行い、状況に応じ対応していくことになっておりましたが、現状どのようになっているのか。

以上、町長の所見をお伺いいたします。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、渡辺町長。

○町長(渡辺俊一君) 二川議員のエゾシカによる農業被害と今後の対策についての一般質問にお答えします。

1点目の令和元年度以降のエゾシカの捕獲頭数と農業被害額についてですが、令和元年度が駆除1,405頭、被害額9,270万2,000円、令和2年度が駆除1,774頭、被害額9,743万8,000円となっております。令和3年度については、駆除期間が終わった10月21日時点で駆除1,484頭となっており、農業被害額についてはまだ算出されておりませんので御了承願います。

2点目の鹿柵設置に当たって、補助金制度はどのようになっているのか、また問題点と課題についての御質問ですが、平成8年度の農業生産体制強化推進対策事業から

平成24年度の鳥獣被害防止総合対策事業まで、継続的に各種事業にて、町内一円の 鹿柵設置は整備を終了しており、以降は国 の補助事業である鳥獣被害防止緊急捕獲対 策により地域協議会である池北3町鳥獣被 害対策協議会が主体となって、侵入防止柵 整備に対応してきております。

補修については、足寄町天災等による有害獣(エゾ鹿)防除施設復旧事業により、被害を受けた施設の復旧及び修繕に要する経費の一部を補助しており、ほかには、中山間地域等直接支払交付金及び多面的機能直接支払交付金の中で、地域集落で対応可能な保守点検を行っております。

次に、問題点ですが、エゾシカ侵入防止 柵の設置は、平成8年度から平成24年度 まで施工し、整備延長は626キロメート ルあり、足寄町農協鹿柵管理運営協議会と 足寄町西部地区鹿柵管理運営協議会が鹿柵 の管理を行っておりますが、毎年春先に点 検見回り調査を行っている中で、老朽化し た木柱、河川横断のシート破損等、年間の 維持管理費など農業者の負担も増えてきて いると聞いております。

課題については、国の補助制度では新設や既存施設の延長等でなければ補助を受けることができないため、エゾシカによる農作物被害を減少させるためにも、鹿柵整備における国の補助制度が既存施設の更新等も対象となるよう、国への要望を行っていきたいと考えております。

3点目の町独自の報償費上乗せについて、猟友会等への聞き取りを行い、状況に応じて対応することの現状についてですが、現在、エゾシカの駆除につきましては、町及び農協より1頭当たり6,000円、国の緊急捕獲事業により1頭当たり7,000円、小鹿については1,000円でございます。合計1万3,000円が支給されております。

国の緊急捕獲事業が廃止された場合には、ハンターの駆除意欲の低下が想定され

ることから、猟友会と協議しながら農林業被害の軽減のための対応を推進してまいりたいと思います。

以上、二川議員の一般質問に対する答弁 とさせていただきますので、御理解を賜り ますようお願い申し上げます。

O議長(吉田敏男君) 再質問を許しま す

10番。

〇10番(二川 靖君) 再質問をさせて いただきます。

実はこのエゾシカ対策という鳥獣駆除と いうことで、昨年の9月の定例会で一般質 問をさせていただいています。それで、状 況的にはいわゆる被害額が1年前の調べた 当時の数字からいえば、1億円を切ってい るのは分かっているのですけれども、額に ついては増えてきているということであり まして、この額が増えたのはどうなのかな というふうに思ってますけれども、いろい ろ農業者のお話を聞いておりますと、農協 で被害額については年に1回、農家さんに ファクスを送ってどの程度あるのかという ことで、農協のほうで取りまとめをしてい るというふうに聞いているわけなのですけ れども、そういった状況の中で足寄町の鳥 獣被害防止計画が令和元年度に変更されて きている中で、9,300万円程度に抑えた いという町の考え方があるという中で、 やっぱり被害額についてはちょっと増えて きているのかなと。ちょっと私の感覚でい えば、ちょっと疑い深いものですから、何 か被害額については9,300万円近くで抑 えていこうかなというようなちょっと考え 方も見え隠れするのかなと。これはちょっ と私の感覚ですから、それはちょっとなじ まないのかもしれませんけれども、そう いった額の中で抑えていくのかなというふ うにも思っておりますし、そういった中 で、農業被害については総額なので、その ファクスが入ったものに対してお答えをし ないという方もいらっしゃるというふうに 聞いておりますので、多分実際の被害額というのはやっぱりこれよりちょっと上回ってくるのかなということも考えられるのかなというふうに思っておりますので、そういうことをちょっと私の感じた、お話を聞いて感じたことなのですけれども、そこら辺についてちょっと町としてはどういった押さえ方をしているのか、ちょっとお聞かせを願いたいなというふうに思います。

〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。

○経済課長(加藤勝廣君) 被害額につい てですけれども、こちらのほうやはり農協 から上がってきた被害額が正しいという観 点ではいますけれども、報告されてない農 家の方もいるということは多分いるのだろ うなとは思ってはおります。ただ、被害額 につきましては、ある意味、何というので しょう、年度年度で被害の単価というもの が各違ってきますので、多少の増減はある のかなと思います。防止計画の中で9,30 0万円ぐらいで抑えたいということですけ れども、できる限り抑えることにはこした ことはないのでしょうけれども、全体的に 考えたときにやはりそれぐらいの被害は出 てしまうのかなという感じでは押さえてお ります。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

○10番(二川 靖君) ものによっては違うのかなというのは、それは分かっコーンないなのか、豆なのか、デントコーンとで、なのか、いろいろあるのだなということで、その年度年度の被害額について変わった。その作りにあるについて変わらいるというないなども、やっぱりことでありに思うのですけれども、やっぱりことでである農業をである場所ではり、その第一次産業である農業を守るという観点からいえば、やっぱり足寄の第一次産業である農業を守るという観点からいえば、やっぱりなどであるところでありないらふうに考えているところであります。

それともう一つ、ちょっとここで聞いておきたいのは、基本計画の中では1,600頭ということで申請をしていると。そのうちの前回は1,500頭で予算要求はしているのだけれども、大体1,400頭前後の鹿が駆除されているということで、毎年度毎年度変わってくるというふうに思ってますけれども、昨年あたりはいわゆる鹿の駆除頭数については1,500頭なのか600頭なのか、ちょっと分かりませんけれども、そこら辺どういった要求になっているのかお聞かせ願いたいなというふうに思ってます。

〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。

○経済課長(加藤勝廣君) 鹿の駆除に係る補助金の要望だと思うのですけれども、 それにつきましては、前年度の鹿の捕獲頭 数実績がありまして、それに基づいた形で 要望を上げているということでございます。

今年度におきましては、昨年度の実績により十分な鳥獣被害防止総合対策交付金の内示を受けているということで、今年度についてはもう十分補助金が保証されているということで聞いております。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

 求しているということで、現在のところは足りているのかなというふうに思ってますけれども、そういったことで、今後以降については、これ単年度の制度でい回となるか分からないという説明も前がももがらないように、やっぱり町として島齢がらないように、やっぱり方針を立てていって、今後もなどやするものを立てていって、今後もまだきたいなというふうに思っております。

それで、鹿柵のほうにちょっと移らせて いただきたいのですけれども、町内一円の 鹿柵の整備が終了していて、整備延長は6 26キロということであります。これ制度 によって、国の制度によって、多分鉄柵か ら木柵に変わってきたという経過があると 思うのです。当初は鉄柵があって、そして 木材を使うということで変わってきている ということで聞いてはいるのですけれど も、いずれにしても木柵というのはここに 問題点として書かれておりますし、老朽化 をして腐れていると。ひどいときには鹿が ぶつかって折られてしまうということで、 多分農業経営者の方は多分苦労して春先に 建て替えをしているということであります けれども、新設で建てる、そして既存施設 の延長でなければ補助金が受けることがで きないということでありまして、では例え ば壊れた鹿柵については、では補修はどう いったことになっているのかちょっとお聞 かせ願いたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。

○経済課長(加藤勝廣君) 壊れた補修に つきましては、町の補助金がございます。 それにつきましては、ある程度要件がござ いますので、被害額に応じてですけれど も、40万円を除した額の2分の1以内と いうことで補助金があります。

あと補修については、中山間ですとか、 多面的機能交付金といった形の中で維持管 理等をしていただいてますので、大きな額になれば町の補助金が該当になるかなということになっております。

すみません。町の補助金については、天 災が起こったとき、災害が起きたときにつ いてですけれども、普通の維持管理につき ましては農協の管理組合に2つありますの で、そちらのほうで、運営協議会あります ので、そちらのほうで対応していただいて いるという形になっております。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

〇10番(二川 靖君) 分かりましたというよりは、足寄町の農協の鹿柵管理運営協議会、西部地区鹿柵管理運営協議会が管理を行っているというのは分かりました。

それで、一般的な補修については中山間の交付金を使ってやっているということですけれども、いろいろ聞くところによりますと、いわゆるこの2つの協議会、お金があるという言い方悪いですけれども、あるという言い方悪いですけれどもないうないところがあるというなかなか中山間の中で大きく壊れた場合、大変だなということも聞いておりますので、そこら辺ちょっとどういう押さえ方をしているのかお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。

○経済課長(加藤勝廣君) 通常の維持管理については協議会のほうでやっていただいているということですけれども、大きく壊れたといったときには、それは多分ある程度冬の雪による災害だとか、大雨による災害が該当してくるのかなということで考えております。

多分大きな被害があった場合には、そう いった災害の適用があって町の補助金が該 当になってくるのかなと思っております。

あと、普通でいけばそんなに大きく破損 することというのはあまり考えられないか なと思いますので、そういった場合には集 落の方が中山間の事業ですとか、多面的の 事業ということで対応していただければと 思っております。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

○10番(二川 靖君) 今のお答えでい えば、大雨だとか今回螺湾のほうで水害が あって、多分あちらのほうでも大きく壊れ ている箇所があるのかなというふうに思っ ています。そういった場合は被害額のいわ ゆる40万円に対して2分の1という、先 ほど天災ということでありましたけれど も、では雪害だとかというのはどう見て いっていいのかなというがあるのですね。 どう見ていっていいのかというのは、10 0メートルにわたって壊れたから40万円 かかったよと。そうしたらそれについては 2分の1町で補助するというのは分かるの ですけれども、多分いろいろ見たり聞いた りしたら、場所がいいところは手作業でも 機械入っても簡単にやっていけるのですけ れども、いわゆる場所の悪いところ、機械 を持っていって機械でずっとやっていかな ければならないというところがなかなかあ るのですね。そういったときに、中山間の 交付金はいろいろあるのでしょうけれど も、そういったことでやっぱり機械的なも のを使っていかなければいけないというふ うに、私どももちょっと見ていて大変だな というふうに思っているのですよね。ちな みに個人で鹿柵を張った場合、200メー トルで50万円かかるとお聞きしていま す。それがやっぱり農業をやっている方に してみれば、そういったものが使えない場 合、個人でやるというふうになれば200 メートルやるのに50万円かかるのです ね。畑の200メートルといったらすぐな のですよね。だからそういったことも考え てみたときに、やっぱりこれ補助金制度も あるのですけれども、今後以降そういった もので相当なまた老朽化が激しくなってき て、ちょこちょこちょこちょこ壊れるの だったら負担が大きくなってくるのかなと いうふうに思っているので、先ほども言っ たように、お金を持っているってちょっと 言葉悪いのですけれども、ちょっと蓄えの あるところ、ないところというふうに考えてないところと不安になってなる たときに、この先ちょっと不安にな聞いとっておりますので、そこら辺ちょっても というがいのかなというふうに思ってさく たほうがいいのかなというふうに思ってはなく すけれども、40万円の2分の1ではなる すけれども、40万円の2分の1ではなるよ すけれどいうな体制というか、今から考 えられないでしょうかね。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

○町長(渡辺俊一君) 鹿柵の管理については、農協の中に2つの運営協議会がございまして、先ほど申し上げた足寄農協の鹿柵管理運営協議会と2つに分かれてまして、それぞれ農家の方たち自分たちで毎年負担金を払って、その中で管理をみんなでしていこうということでやっては、この管理運営協議会の中でやっていくということで、先ほども申し上げましたように、春先だとかに一旦全部全体を見てきて、壊れているところだとかというところを直しているというところです。

これというのは、その年その年にもよって違いますけれども、そんなにということは多分ないのだというきくまっています。それで、やはり大きりりでありだというのは災害のときでかととからことであります。そういうにとであります。そういうになってもそうというになっているという形になっているという形になっているという形になっている中で、制度の中で修繕くといるというなと考えております。

災害も状況によっては非常に大きな災害になったりだとかする場合もあって、そうすると先ほど言ったような基準の中ではなかなか大変だという場合もあります、確かに。そういうこともありますので、そういったときにはそれぞれ農協さんと、農協の担当職員ですとかとも協議をしながらなりは当職しながら維めていくのかといったところを十分協議しながら進めているという状況でありますので、御理解いただければというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

○10番(二川 靖君) やはり今から計 画的にというか、計画的にというのでない のですけれども、やっぱり鹿柵に使用して いるくい、あれはカラマツなのだろうとい うふうに思いますけれども、それに防腐剤 を塗って、10年か15年したらやっぱり 根元から折れてしまうということもあるの で、私は何もお金だけの支援でなくて、例 えばそういったことが起きた場合、少なく ても町有林の木を切って、間伐材でも何で もいいですけれども、例えばそういったと ころに応急的にお金でなくてそういったも ので対応するだとか、様々なことを考えて いかなければならないと思っているので す。というのは、もう近年、この先ずっと そうなのですけれども、ちょっと大雨が降 れば川があふれて、特に螺湾地区のほうも そうなのですけれども、そういったことで 鹿柵も流されたり、多分お金はかかるのは 多分川の中に入っているテントをかけて、 鹿が入ってこないように、川から入ってこ ないように、防止立ててる網だとか、テン トみたいのがかかっているのですね。ああ いうのがやっぱり大きく壊れている。そし て、あれがやっぱり壊れていくのにはやっ ぱり川から流れてきている水だけでなく て、木だとか何とかが引っかかって、そこ でせき止められて、水がせき止められて やっぱり壊れていく。そういうふうになっ たら結構大きい被害になってくるのです、 あれ見てたらね。そこで改修してやっていくという手間暇を考えたら、やっぱり組行いるのです。組にですから、年間にようですから、その協議会ですから、年間にようでしょうか。 か、一回でも春先補修はするのでしょうか。 か、そういった災害が起きた場合、アの2分の1というものもあるのでしょうけれども、あと国からもその中山間の補助金等々もあるのでしょうけれいもあるのでしょうけないのかなという思いがあるのですよね。そこともやっぱり将来的に考えていいのかなという思いがあるのですよね。そことがでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(渡辺俊一君) 制度の中身についてはちょっと今ちょっと話ししていると、総額から40万円を除いて、除いた部分の2分の1ということですので、40万円の2分の1ということではございません。ですから、総額例えば100万円かかったとしたら、40万円除いて60万円の2分の1ですから30万円というようなことになるのですけれども、そういう支援する制度を一つ設けているということが一つです。

今、二川議員からお話あったように、この間の大雨のときにもやはり河川の部分というのはやっぱりお話のとおり、河川部分がやはり一番壊れやすいというか、どうしても水が流れて、そのテントにいろなものが引っかかって、そこで引っ張をとれて、その間りの鹿柵に影響が出てくると。そこの部分、河川にかかっている支柱だとかテントだとか、そういったものが壊れるというようなことで、結構沢地帯でありまかするわけで、そういったところで壊れるおけで、そういったところで壊れるおけで、そういったところで壊れるおけで、そういったところで壊れる部分というのは非常に大きいのかなというところであります。

今までも基本的にはそういう形の中で、 今までも災害において壊れた鹿柵について は町の補助も出しながら、それから農家の 方たちの地域の方たちの負担も頂きながら、そういった形でやっているということでありますので、大きく今の制度を変えるという今予定はございませんけれども、先ほども申し上げましたように、状況を見ながら、どうしたら一番効率よく修繕ができるのかだとか、そういったものは農協の職員などとも協議しながら進めていくということで実施しておりますので、御理解いただければというように思っております。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

○10番(二川 靖君) ちょっと理解不 足で申し訳なかったのですけれども、総額 から40万円引いた額の2分の1というこ とで、ちょっと自分の認識がちょっと違っ たので、今のあれでよく分かりました。

やっぱり災害いつ来るか分からないとい うことで、今後もやっぱり地球温暖化だと か、こういったことで、この間も何かアメ リカのほうでハリケーンがあったように、 ちょっとあんなことが起きるのか起きない のかちょっと分かりませんけれども、そう いったことも考えながら、やっぱり営農が 続けられるようなやっぱりこういった鹿柵 の対策も考えていかなければ、農家の戸数 も減ってきている中で、規模を拡大してい くと。そうしたらやっぱりちょっと土地か ら、家から土地まで離れてしまう。そこま で管理していくというのもなかなか大変な 状況もあるので、そういったことで、この 補助制度については分かりましたけれど も、やっぱり何かあったときに対応できる ような、先ほど言ったようにね、金銭的な ものでなくても木材でも何でもやっぱりそ ういったことでやっぱり対応できるような ことも考えていってもらいたいと。これは 今後ですけれども、今後そういったことも 考えていってもらいたいなというふうに 思っていますので、そこら辺についても検 討していただきたいというふうに思ってお ります。

それと、報償費の関係なのですけれど も、これも前回の町長の答弁ですか、あの 中でも猟友会と協議しながら対応していき たいということで、今回も同じ文言になっ ておりますけれども、いずれにしてもハン ターさんから今言われているのは、総会も 行われていない、このコロナの中で。そし てなかなか自分たちの身近な話も聞いても らえないということで、ずっと聞いていた ら猟銃の弾、かなり値段上がっていると聞 くのですよね。何か猟銃の弾というのは、 まとめて何十発だか買ったら大体使い切る まで時間がかかると。また買いに行ったら 結構値段が上がっていると。また足りない 分については、これ警察か何かの許可を受 けて、また申請をして、また弾を買わなけ ればならないという仕組みになっているみ たいでして、また買いに行ったらまた値段 が若干上がっているということなのですよ ね。何を言いたいかといえば、一般狩猟は 趣味の方、これは趣味の方でいいのです。 だけれども駆除となれば、有害駆除となれ ばやっぱり農作業被害、農業の被害を減ら すだとか、林業の被害を減らすということ で多分この1,500頭というのは、国、道 に要求をしてそういったものをもらってい るということなのだろうというふうに思っ ております。

それで、燃料代も本当にすごい高くなったということで、一回燃料、2日間燃料入れれば大体、何かランドクルーザー乗っている人で4,000円から5,000円かかるそうなのです、山に行ったら。それで1頭も捕れなかったら、5,000円だとか、弾代だとかいろいろ考えたら、言われている1万3,000円の中ではなかなかペイができないという言われ方もしているのですよね。

そういった中で、やっぱり農業被害やそういう林業被害を減らすということについてはやっぱり町独自の報償費というのを考えたほうがいいのかなと。現段階ですよ。

あまりにもちょっと燃料代が高いというこ とで言われてますので、一般狩猟は趣味、 だけれどもいわゆる有害駆除については やっぱり町の第一次産業を守るためという ことで考えれば、やっぱり必要なのかな と。500円、1頭につき500円でもま あまあそんな高い金額でないというふうに 言われてますけれども、だけれども一方で は町の財政を考えたときには、いや、そこ まで出資できないよと言われるかもしれま せん、これは。それは分かってます、厳し い財政状況というのは。そういった中でも やっぱり1億円の被害をまあまあ半分に減 らしていくというふうになればやっぱりそ このまた所得的な税金入ってくるのであれ ば、そういったことでやっぱり報償費のこ とも真剣に考えていただけないのかなとい うふうに思っておりますけれども、いかが なものでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。

○経済課長(加藤勝廣君) 報償費の関係 なのですけれども、うちでいけば町と農協 で6,000円、そして駆除で7,000円 ということで合計1万3,000円ということになってございますけれども、ほかの町村と比べましても、それほど高くもなく低くもないということなので同じぐらいの報償費を払っているというふうに考えておりますので、今現在でいけばはかに報償費の上乗せということについてはちょっと今のところ考えていないということでございます。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

〇10番(二川 靖君) なぜ報償費のことにこだわっているかといえば、実は今年ハンターをやって生計を立てたいという方が、何か螺湾に1名若い方入ってきたと聞いているのですよね。そういった方がいれば、本当に何ですか、ジビエをやっている方も今実際協力隊でいて、今そうやって事業を起こしている方もいると。また新たに

そういった方が入ってきている中で、本当にこれ、鹿だとかキツネ、タヌキ、カラス、ハト、熊もそうなのでしょうけれども、そうやって意気込みを持ってきている人が嫌になって帰ってしまわないのかなというふうに思っているのですね。それで、前回のときもハンターの平均年齢59歳、そしてもう多分59歳から上がってもあっとも思うのですけれども、最高が前回のときには83歳というふうになった町であるとも思うのでまけれども、そこら辺そういった町で新たに入ってきたという方把握しているでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。

○経済課長(加藤勝廣君) ハンターが新たに入ってきたというか、猟友会に新たに加入されたという方でいきますと、今年度30代から40代の方5名が新たに加入されておりまして、合計で会員数が53名となっております。最低年齢が30歳で、最高齢が85歳でありまして、平均年齢は59歳となっております。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

〇10番(二川 靖君) ということは、 前回の質問のときよりもハンターさんは増 えているということで、まあまあいいこと なのかなというふうに思ってますけれど も、例えばどこから移住してきたかちょっ と御存じありませんけれども、そういった 方が狩猟で食ってるのだと意気込んで入っ てきて、なかなか駆除も捕れない、一般狩 猟も難しいと。何か聞くところによると、 まだライフルの所有者でなくて、何か散弾 銃の所有者でなかなか厳しいというふうに 聞いているものですから、そこら辺そう いったせっかく意欲を持ってきた方がここ でやっぱり暮らしていけるような状況も含 めてつくってあげないと、やっぱり生活で すから大変なのかなというふうに思って聞 いているところでありまして、そこら辺も 押さえていますよね。

〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。

○経済課長(加藤勝廣君) 1名の方ですね。狩猟を主にして生計を立てていきたいう方で入ってきているという方は1名いまして、それは話は聞いております。ただ、散弾の免許しか持っていないといれども、第1種の免許ということで火薬を使った銃の免許は持っているというれるというがまして、次年度、まだ今年はまだ猟のほう始まっていないのでもらは狩猟というか、報償金をもらには聞いております。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

〇10番(二川 靖君) 私も個人を助け るために言っているのではなくて、やっぱ りそういう若者が入ってきているというこ とはすごくいいことだと思っているので す。そこで生計を立てる。そういったこと がやっぱり広がっていけばまた新たに来て くれる方もいるのかなと。やっぱり人口減 対策にもなってくるのかなと。いろいろ やっぱり考えてしまうのですよね、自分と しては。そういったことでやっぱり猟友会 のほうも結構苦労していると。ある方につ いてはやっぱり生活が大変なので、ではパ トロールを任せてあげようかだとか。そう いったことでやっぱり苦慮しているみたい なのです。そういったこともちょっと押さ えているでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。

〇経済課長(加藤勝廣君) パトロールと かそういうのをしている方というか、ある 意味一般狩猟が始まったときに、ガイドで すとか、そういう方をやっている方も聞いてはおります。

パトロールというか、そういう方をやっている方はちょっと聞いてはいないので、ガイド、本州からの一般狩猟で来られる方のガイドですとか、そういうことをやって

いるという方は聞いております。 以上です。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

〇10番(二川 靖君) 分かりました。

パトロールというのは九大だとか森林管 理署のほうで、何かやらせているみたい で、何日かちょっと分かりませんけれど も、日数はちょっと分かりません。それ で、猟友会で順番で出ているみたいです。 ちょっとこれ総会などやってないからなか なか分からないだろうと思うのですけれど も、そういったことで1万円ちょっとにな るといったかな、そのパトロールで。それ でやっぱりお互い仕事を持っている方、仕 事がない方、そして狩猟でいわゆる飯を 食ってる方、そういったことで猟友会のほ うでもやっぱり大変だから、では俺はもう 行けないのでパトロールお願いしますだと か、そういう何かやっているというふうに 聞いて、意外と猟友会の中ではそういった ことで回しているというか、そういうこと も聞いてますので、それはちょっと町のほ うに九大とかになれば全く関係ないのです けれども、そういったことでやっぱりやっ ているということで聞いてますので、多分 町有林のパトロールとかないのだろうと思 うのです。だからそういったことで、やっ ぱり猟友会の中でもそういったことで苦慮 しながらお互いを助け合ったりしてるとい うふうに聞いてますので、多分こういった ことについても多分猟友会の議案の中で出 てくるのか出てこないのかちょっと分かり ませんけれども、そういったことで苦慮し ているという話もちょっとハンターの方か ら、何名かから聞いていますので、そう いったことでちょっと町としてもそういっ たことを押さえながら、本当に課長いわく 報償費値上げは考えていないと。いわゆる 両隣の町村だとか、十勝管内の市町村見て もそんなにそんなに変わらないということ も言われてますので、たくさん出せという のでなくて、やっぱりそういったことも一 つの努力として、町長も言ってますよう に、猟友会と何か機会があればちょっと話 を聞いてあげて、検討していただきたいと いうのが私の気持ちでありまして、どうで すか、町長、検討を、今先ではないです よ、今ではないですよ。本当は今と言いた いのです。来年度予算がありますから。だ けれども、そういったこともあるのですけ れども、厳しい財政状況、先ほども言いま したけれども、そういった中ではなかなか 難しいというのは自分も感じてますけれど も、そういったことでやっぱり今後以降営 農者が苦労しているという部分を感じなが ら、そういった一方ではハンターの人も苦 慮しているということも考えながらやって いただきたいというふうに思いますけれど も、町長どうでしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(渡辺俊一君) 確かに農業被害 も、この被害額を取りまとめた頃からいく と、そんなに減ってないという状況なのか なというように思っています。

私も若い頃にこういう農業被害だとか、 エゾシカ被害だとか、そういったのを少し 携わったことありますけれども、その当時 も1億円を超えているぐらいの被害額が あって、1億円、北海道の中でも1億円の 被害が、エゾシカの被害で1億円もあると いうのはなかったと。足寄町ぐらいだった ですね、その当時。それが結構長い期間続 いてきて、最近になって少し1億円を切る ようになってきたのかなというところであ ります。

そういったことで、非常に鹿の被害というのは多いという、多い地域なのかなというように思っています。それは国有林がやっぱり周りありますし、それから阿寒摩周国立公園があったりだとか、比較的やっぱりエゾシカの生息のしやすい環境がすぐそばにあるという、そんなこともあるのかなというように思います。

そういう地域でありますので、農業やっ

ていなとない。とないにはその農業被害というのとないにとがやってまして、昔でんかないでは、古さんのではまして、一さいの人たちが皆さんののですところのないところのですというのか、自分とというというというというとも、だんそういとも、だんぞういとも、だんぞういとも、だんぞういとも、だんぞういとも、だんぞうがやっぱんだんぞういとも、だんだんぞういとも、だんだんぞういとものはいるというないがないらいも、最近の傾向でいはっているというように思った。となのかなというように思った。

そういった中でやっぱり有害駆除を担っていただいているハンターさんたちがやっぱり高齢化してきて少なくなってきているというのも事実ですから、有害駆除もなかなか大変になってきているのかなというように思っています。そういった意味で、ハンターさんたちのいろいろと意見なども聞きながら進めなければならない部分というように思います。

ただ、先ほどの報償費でありますけれど も、町としても町独自のということでお話 ありましたけれども、町と農協で分担しな がら6,000円というのは、これは言って みれば町の独自の、農協さんも一緒にやっ てますけれども、独自の報償費であります し、それにあわせて国から7,000円とい う、そういう報償費も頂いて、それを合わ せて1万3,000円ということであります ので、そういったことで一定程度の保障と いうか報酬はお支払いできているのかなと いうように思っています。確かに最近燃料 だとかがだんだん高くなってきて、鉄砲の 弾も高くなってきているだとかということ でなかなか有害駆除に携わっていくにはな かなか大変だよというお話もございました けれども、やはり1万3,000円のこの支 給が一定程度これからも継続していくよう に、町の負担とプラス国の補助金なども頂 きながらやっていけるような形で行けれて、 生ほど二川議員からもお話あったようにというように思いからなりますから、 をはど二川議員からもおがらなりの がらなともありますから、やはりの の部分、これからも継続していただくという形でいるように、要望もしながら進めさせていたがらはければというように思いているように思いているように、御理解いただければというように思います。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

○10番(二川 靖君) 今、町長が答弁 されたように、町と農協さんもやっぱり補 助を出して、報償金を出しているというこ とで、それはそれで理解はしています。

それで、ここでもう一つだけちょっとこ こで言わせていただきたいのは、前回もそ うだったのですけれども、残滓処理、約2 00万円かかっていると。これは国の補助 金の7,500円を7,000円に削って、 その分については残滓のほうの処理料に回 しなさいよという趣旨の前回説明だったな というふうに思っています。少なくても、 この200万円程度のお金の残滓処理料に ついてもどうにか見てもらえないのかなと いう気持ちもあって、話をしていることで あって、報償費は報償費、もうきついなと いうふうに思われるのであれば、残滓処理 の金額について町では見れないのかなとい う思いもあるのですけれども、そこら辺 ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(渡辺俊一君) 残滓処理でありますけれども、これも国からの補助金の中で賄わさせていただいている部分であります。ただこれもやはり昨年でいけば1,700頭余りの駆除がございましたけれども、ではこれ全てがその残滓の処理の中の費用

の中に入っているかというと決してそうで はなくて、それぞれが処理をされている場 合もありますし、それから残滓処理の残滓 ボックスに入れていただいて、そこで新得 で処理をしていただいている、そういう形 のものもありますし、それぞれがその残滓 をそれぞれ捕った方が処分をしているとい う形もありますので、全てが全て200万 円で済んでいるということではございませ ん。ですので、なかなか残滓ボックスに 持っていかれる方たちと、それからやっぱ り自分たちで処理しているという人たちの 差というのもありますので、やはり持って いける人たちはそこに持っていって処理を する。それから自分たちで処理をしている 人たちは処理をしているという形になって ますので、一定程度町としてやれる部分と いうのは、残滓ボックスに入れていただい た部分については処理をしていこうという 形になるのかなというように思ってまし て、そこの部分についてはハンターさんそ れぞれの判断でやっていただくような形に なっていますから、今後においてもそうい う残滓ボックスだとか、そういうものを設 置しながら、そこに入れていただいたもの については町として処分をしていくという 形で、今後も進めさせていただきたいな考 えているところでございます。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

○10番(二川 靖君) 今、町長の答弁で言わんとしていることは分かっているのです。残滓ボックスというのは、多分ハンターさんが捕ったものだけでなくて、いわゆる投げっ放しのものも含めて、撃って死んでる、それをハンターさんが回収してきて残滓ボックスに入れるだとか、そういったことも含めてあるのだろうというかに思っているのですけれども、ハンターさんが捕った部分で処分しているというのはちょっとどのくらいあるのかちょっと自分も押さえてませんけれども……よろしいで

すか。 (議長「ちょっとまだ質問中ですから」と呼ぶ)

いいです、いいです。それはいいのです。

多分そういったことも実態としてあるのクスは。猟友会で回収をして、そこに対して、そこに対して、がなどが、何というのですか、ないとか、大に襲われたとか、ったといったといったといったというでは、そういったというでないのでないがでないがでないがでないがでないがでないがでないがでないがでかれたということでは、そういんにもので、この先そういったとでは対対に値しないなとということが話をしているところです。

最後になりますけれども、今町として今 までいろいろ報償金やら補助金というもの を出しているということもお聞きしていま すし、少なくても第1種の狩猟免許を持っ ている方については、登録料だとかハン ター保険ですか、についても町の補助金で 賄っていて、半分にはなりませんけれど も、そういったことで猟友会のハンターさ んに渡しているというふうに聞いておりま すので、この制度というのですか、これに ついても今後以降なくしてほしくないとい うことも言われておりますので、ハンター さん大体1万4,000円くらい負担をすれ ば町のほうから約五、六千円もらって、猟 銃の更新、免許の更新だとか保険料を支 払っているというふうに聞いてますので、 このことについても今後なくさないように してほしいということもありますので、そ こら辺ちょっと最後にお聞きしながら、私 の一般質問を終わらさせていただきたいと いうふうに思ってますので、よろしくお願 いします。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

〇町長(渡辺俊一君) 先ほども申し上げましたけれども、非常に被害額も大きくて農家の人たち大変ですよと。有害駆除をしていただけるハンターさんたちもだんだん少なくなってきてますよと。そういう状況の中で、やはりハンターさんに対する支援というか、そういったものはやっぱり必要になってきますよねということなのだろうというふうに思っています。

ですから、今後も今までやってきているようにハンターさんに対する支援というのはやっていかなければなかなか有害駆除も進みませんので、今二川議員からお話あったように、いろいろな支援、今までやってきている部分、そういった部分も含めて今後も猟友会の皆さんといろいろ話をしながら、支援について進めさせていただきたいなというように考えているところでございます。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 10番。

○10番(二川 靖君) 今の町長の答弁でありましたように、今後ともちょっと猟友会の皆さんだとか、やっぱり農協関係者、そしてまた農業関係者と共に様々な知恵を練っていただいて、今後進めていきたいというふうに思ってますし、よしんば報償金等々も考える余地があれば今後検討していただきたいということを申し上げて、私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございます。

○議長(吉田敏男君) これにて、10番 二川 靖君の一般質問を終えます。

これにて、一般質問を終了をいたします。

ここで、暫時休憩をいたします。11時 15分まで休憩といたします。

> 午前11時01分 休憩 午前11時15分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議 を再開をいたします。

◎ 行政報告

〇議長(吉田敏男君)日程第2行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。

町長 渡辺俊一君。

〇町長(渡辺俊一君) 議長のお許しを頂きましたので、追加の行政報告を申し上げます。

足寄町第6次総合計画の令和2年度事業 実績、令和3年度事業実績見込み及び令和 4年度から6年度までの3か年の実施計画 について御報告いたします。

総合計画は平成23年の地方自治法改正により、市町村の策定義務はなくなりましたが、まちづくりを進めていく上で指針となる中長期的な計画が必要であるとの認識の下、足寄町第6次総合計画に基づき毎年度実施計画の見直しを行うこととしております。

継続事業では、町道各路線の整備、公営住宅建設・修繕事業、住環境整備事業、上下水道の整備、保育料完全無償化事業、子育て応援出産祝金贈呈事業、足寄高等学校振興事業、農業担い手育成支援事業、中山間地域等直接支払交付金等の事業を各年度計画的に実施しております。

令和2年度の事業実績は、資料1のとおりですが、新型コロナウイルスが猛威を振るったことから数多くの感染症対策や経済対策事業を行っております。

主な事業として、医療体制整備支援等事業では、町内の福祉医療施設等に配備する感染症対策の備品や消耗品を購入したほか、各種施設での感染予防対策事業を行いました。

特別定額給付金事業では、1人一律10 万円の給付金を町内3,470世帯6,72 4人に支給しております。

また、プレミアム商品券発行支援事業、 小規模事業者支援事業、商工会事業支援補 助では、厳しい経済状況にある町内事業者 等への支援を行いました。

情報通信ネットワーク環境整備事業では、国のGIGAスクール構想に基づき、 リモートによる授業等がスムーズに実施で きるよう、町内全小中学校において情報通 信ネットワーク環境整備を行いました。

次に、町民センター大規模改修事業では、老朽化が進んでいた町民センターの改修工事を平成29年度から4か年かけて行っており、最終年度の令和2年度は外壁、屋根、玄関などの改修を行っております。

里見が丘公園再整備事業では、公園灯の 更新、野球場の改修、温水プールの内部改 修等を行っております。

令和2年度の総事業費は38億6,430万1,000円で、計画に対する執行率は79.85%です。財源内訳は国庫支出金が14億8,560万1,000円、道支出金が1億3,090万2,000円、地方債が5億7,240万円、その他財源が5億2,544万円、一般財源が11億4,995万8,000円となっております。

令和3年度の事業実績見込みは資料2の とおりで、主な事業は高度無線環境整備推 進事業として、町内における光ファイバー 未整備地域への光ファイバー整備を行って おり、来年度4月以降に供用が開始される 予定です。

次に、地域生活支援拠点等整備事業では、障害者の地域生活への円滑な移行と自立支援を目的とする賃貸型住宅施設を整備しており、来年度4月から供用開始予定です。

足寄町営温泉浴場新築事業では、総合体育館東側を施設建設予定地として基本設計を行っており、今後は実施設計、用地取得を行うこととしております。

なお、本年度も国から新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付され、コロナ対策事業を数多く行っております。

今後も国や北海道など関係機関との連携 を密にし、感染拡大防止と地域経済対策な どにしっかりと取り組んでまいります。

令和3年度の総事業費の見込みは41億 4,777万6,000円で、計画に対する 執行率が122.27%となっております。 計画値を大きく上回った主な要因としましては、令和2年度に予定していた高度無線 環境整備推進事業を本年度に繰り越したことや新型コロナウイルス感染症対策に係る 事業費が増えたことによるものです。

財源内訳は、国庫支出金が10億5,15 1万6,000円、道支出金が1億4,36 5万6,000円、地方債が13億9,45 0万円、その他財源が4億6,931万5, 000円、一般財源が10億8,878万 9,000円を見込んでおります。

次に、令和4年度から6年度までの3か年の実施計画につきまして、去る11月29日開催の足寄町総合開発審議会に諮問し、資料3の実施計画のとおり答申を頂きました。

実施計画の概要を申し上げます。

3年間の総事業費として105億2,33 2万9,000円を計上しており、財源内訳 は国庫支出金が18億1,476万3,00 0円、道支出金が6億8,003万2,00 0円、地方債が31億2,590万円、その 他財源が14億9,626万4,000円、 一般財源が34億637万円を見込んでおります。

年度別の事業費は、令和4年度が31億2,254万8,000円、5年度が32億7,851万4,000円、6年度が41億2,226万7,000円を見込んでおり、現在の財政状況や社会環境の変化などを勘案し、新たな視点を加えた計画とさせていただいております。

今後も限られた財源の中で、適切かつ柔軟に対応し最大限の効果を上げられるよう 努めてまいります。

3年間の主な事業を資料4の実施計画、

令和4年度から6年度、主な事業一覧にま とめておりますので御覧ください。

国、地方ともに厳しい財政状況が続いている中、引き続き新型コロナウイルス感染症への対応も求められており、今後の財政的な見通しを立てることが非常に困難な情勢にあります。さらに地方交付税の減少など状況によっては今回の実施計画の内容を修正する必要が生じる可能性もありなとでいる。当き続き行財政運営の簡素効率化とをする以集に努め、国や北海道からの確に見をが、引き続き行財政運営の簡素が、引き続き行財政運営の簡素が、自まさいりますので、御理解を賜りますようによいりますので、御理解を賜りますよいたします。

以上、追加の行政報告とさせていただきます。

○議長(吉田敏男君) これで行政報告を 終わります。

◎ 議案第93号から議案第99号まで

〇議長(吉田敏男君)日程第3議案第93号令和3年度足寄町一般会計補正予算(第9号)から日程第9議案第99号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)までの7件を一括議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

〇町長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました、議案第93号令和3年度足寄町一般会計補正予算(第9号)から議案第99号令和3年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算(第2号)まで一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算つづり1ページをお願いいたします。

議案第93号令和3年度足寄町一般会計 補正予算(第9号)について御説明申し上 げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ

れ3,126万1,000円を減額し、歳入 歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ95億 5,670万3,000円とするものでござ います。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

18ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第9 目車両管理費、第14節工事請負費におき まして、車両センター改修工事を410万 8,000円減額いたしました。

20ページをお願いいたします。

第14目企画振興費、第18節負担金、 補助及び交付金におきまして、地域間幹線 系統路線維持費補助金といたしまして2,1 77万8,000円を、ふるさと足寄応援基 金積立金といたしまして959万円を、ふ るさと足寄応援寄附推進事業といたしまし て、ふるさと納税謝礼など合わせて574 万円をそれぞれ計上いたしました。

第15目行政情報管理費、第12節委託 料におきまして、仮想サーバー設定更新業 務といたしまして279万1,000円を計 上いたしました。

第16目職員住宅費、第14節工事請負費におきまして、南6条職員住宅便器更新工事を163万4,000円減額いたしました。

22ページをお願いいたします。

第17目足寄銀河ホール21管理費、第10節需用費におきまして、燃料費といたしまして128万3,000円を計上いたしました。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1 目社会福祉総務費におきまして、障害者自立支援事業といたしまして、自立支援給付費1,999万円を計上し、医療費399万5,000円を減額いたしました。障害者地域生活支援拠点施設新築事業といたしまして、消耗品費など合わせて185万7,000円を計上いたしました。

26ページをお願いいたします。

第5目後期高齢者医療費、第18節負担 金、補助及び交付金におきまして、療養給 付費負担金を911万円減額いたしました。

第2項老人福祉費、第3目介護保険助成費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、介護従事者就業支援等補助金といたしまして109万3,000円を計上いたしました。

第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第12節委託料におきまして、児童手当システム改修業務といたしまして353万1,000円を計上いたしました。

第2目児童医療費、第19節扶助費におきまして、乳幼児医療費といたしまして2 16万3,000円を計上いたしました。

28ページをお願いいたします。

第3目子どもセンター運営費、第12節 委託料におきまして、広域入所保育所委託 業務といたしまして106万7,000円を 計上いたしました。

30ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2 目予防費におきまして、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種事業といたしまして、33ページまでになりますが、職員手当等委託料など合わせて1,121万6,00円を計上いたしました。

32ページになりますけれども、第4目環境衛生費におきまして、足寄町営温泉浴場新築事業といたしまして、これも35ページまでになりますが、実施設計業務委託料644万6,000円、土地購入費945万7,000円、合わせて1,590万3,000円を計上いたしました。

第4項病院費、第1目病院費におきまして、救急医療確保経費負担金など合わせて 1,008万1,000円を減額いたしました。

36ページをお願いいたします。

第5款労働費、第1項労働諸費、第2目 単身者住宅管理費、第14節工事請負費に おきまして、単身者住宅屋根・外壁塗装工 事といたしまして807万円を計上いたし ました。

40ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第2項林業費、第 1目林業振興費、第18節負担金、補助及 び交付金におきまして、豊かな森づくり推 進事業補助金を278万2,000円減額い たしました。

第24節積立金におきまして、森林環境 譲与税基金積立金といたしまして150万 4,000円を計上いたしました。

第3目町有林管理費、第11節役務費に おきまして、手数料を277万9,000円 減額いたしました。

42ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、第3目観 光費、第12節委託料におきまして、足寄 町観光活性化調査業務といたしまして26 7万円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会の中止に伴い実行委員会等補助金を429万8,000円減額し、観光事業者事業継続緊急支援金といたしまして500万円を計上いたしました。

4.4ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第3 目土木車両管理費、第10節需用費におき まして、燃料費など合わせて489万1,0 00円を計上いたしました。

第4目臨時地方道整備事業費におきまして、委託料、工事請負費合わせて477万4,000円を減額いたしました。

第5目道路新設改良費、橋梁長寿命化修繕事業におきまして、調査設計等業務委託料、修繕工事請負費合わせて2,248万4,000円を、道路ストック修繕事業におきまして、調査設計業務委託料、修繕工事請負費合わせて4,293万3,000円をそれぞれ減額いたしました。

48ページをお願いいたします。

第5項住宅費、第1目住宅管理費、第1 4節工事請負費におきまして、東団地公営 住宅屋根・外壁塗装工事といたしまして1, 244万3,000円を計上し、下愛冠団地 公営住宅便器更新、下水道接続工事合わせ て684万1,000円を減額いたしまし た。

50ページをお願いいたします。

第10款教育費、第1項教育総務費、第 2目事務局費、第18節負担金、補助及び 交付金におきまして、足寄高等学校通学費 等補助金を416万1,000円減額いたし ました。

第5目国際交流推進費、第1節報酬におきまして、会計年度任用職員報酬を269 万5,000円減額いたしました。

第2項小学校費、第1目学校管理費、第 10節需用費におきまして、燃料費といた しまして347万5,000円を計上いたし ました。

52ページをお願いいたします。

第3目学校建設費、第14節工事請負費 におきまして、大誉地小学校教員住宅解体 工事を160万6,000円減額いたしました。

58ページをお願いいたします。

第5項保健体育費、第3目温水プール運営費、第10節需用費におきまして、燃料費といたしまして454万8,000円を計上いたしました。

第5目学校給食費におきまして、学校給食管理経費といたしまして、会計年度任用職員報酬など合わせて322万7,000円を減額いたしました。

第13款職員費につきましては、人事異動等に伴う人件費に関わるもので、第2節給料におきましては一般職給料を1,600万8,000円減額いたしました。

第3節職員手当等におきまして、61ページになりますが、時間外勤務手当など合わせて865万9,000円を減額いたしました。なお、期末手当の支給月数を引き

下げることとされた人事院勧告に基づく給 与改定分につきましては、今回の補正予算 には反映させておりませんので、あらかじ め御承知おきください。

以上で歳出を終わります。

次に、歳入の主なものについて申し上げ ます。

10ページへお戻りください。

第15款国庫支出金、第2項国庫補助金、第5目土木費国庫補助金におきまして、道路新設に伴う社会資本整備総合交付金など合わせて3,849万6,000円を減額し、公営住宅改修に伴う社会資本整備総合交付金といたしまして1,025万5,000円を計上いたしました。

12ページをお願いいたします。

第17款財産収入、第2項財産売払収入、第1目不動産売払収入におきまして、立木売払収入といたしまして3,113万円を計上いたしました。

第18款寄附金におきまして、ふるさと 納税寄附金といたしまして1,100万円を 計上いたしました。

第19款繰入金におきまして、財政調整 基金繰入金を8,598万8,000円減額 し、ふるさと銀河線跡地活用等進行基金繰 入金といたしまして2,177万8,000 円を計上いたしました。

14ページをお願いいたします。

第22款町債におきまして、辺地対策事業債を合わせて1,180万円減額し、過疎対策事業債を合わせて850万円計上いたしました。

4ページへお戻りください。

第2表債務負担行為1件をお願いいたしました。

第3表地方債補正変更2件をお願いいたしました。

以上で、令和3年度足寄町一般会計補正 予算(第9号)についての説明を終わりま

次に、特別会計について御説明申し上げ

ます。

77ページをお願いいたします。

議案第94号令和3年度足寄町国民健康 保険事業特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ67万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億3,359万3,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は 省略をさせていただきます。

次に、91ページをお願いいたします。

議案第95号令和3年度足寄町公共下水 道事業特別会計補正予算(第2号)につい て御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ44万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,120万円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので説明は省略させていただきます。

次に、99ページをお願いいたします。

議案第96号令和3年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,036万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,479万7,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、人事異動等に伴う人件費に関わるもので、特に説明すべき事項がございませんので説明は省略させていただきます。

次に119ページをお願いいたします。

議案第97号令和3年度足寄町後期高齢 者医療特別会計補正予算(第2号)につい て御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞ れ156万2,000円を減額し、歳入歳出 予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,69 9万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので説明は省略させていただきます。

次に、129ページをお願いいたします。

議案第98号令和3年度足寄町資源ごみ 処理等事業特別会計補正予算(第2号)に ついて御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ30万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7,036万4,000円とするものでございます。

歳入歳出の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので説明は省略させていただきます。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

147ページをお願いいたします。

議案第99号令和3年度足寄町国民健康 保険病院事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額から、収入 支出それぞれ5,323万8,000円を減 額し、収益的収入及び支出の予定額を収入 支出それぞれ11億9,572万7,000 円とするものでございます。

次に、資本的収入及び支出の予定額に収入支出それぞれ60万円を追加し、収入の予定額を1億1,369万1,000円に、支出の予定額を1億4,132万円とするものでございます。

148ページをお願いいたします。

第4条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費について、職員給与費を5,323万8,000円減額し、7億7,985万9,000円とするものでございます。

収入支出の内容につきましては、主に人 事異動等に伴う人件費に関わるもので、特 に説明すべき事項がございませんので説明 は省略させていただきます。

以上で、議案第93号令和3年度足寄町 一般会計補正予算(第9号)から議案第9 9号令和3年度足寄町国民健康保険病院事 業会計補正予算(第2号)までの説明とさ せていただきますので、御審議のほどよろ しくお願い申し上げます。

〇議長(吉田敏男君) これをもって、提 案理由の説明を終わります。

若干昼食には早いのですが、午後1時まで休憩をいたしたいと思います。

午前11時49分 休憩 午後 1時00分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議 を再開をいたします。

これから、議案第93号令和3年度足寄 町一般会計補正予算(第9号)の件の質疑 を行います。

16ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

16ページ、第1款議会費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、16ページ から24ページ、第2款総務費、質疑はご ざいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、24ページ から30ページ、第3款民生費、質疑はご ざいませんか。

10番。

〇10番(二川 靖君) 民生費の中の介護従事者就業支援等補助金というものについて、内容をちょっと教えていただきたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

〇福祉課長(保多紀江君) こちらの介護 従事者就業支援等補助金につきましては、 町内の介護事業所に就業した方に対しての 就職支度金とか引っ越された場合について は引っ越し費用等、あと継続して1年以上 勤務された場合には就業補助金を支出するというような制度になっております。

以上です。

- 〇議長(吉田敏男君) 10番。
- **〇10番(二川 靖君)** そういうことで、前も話をしたのですけれども、いわゆるコロナ禍で、初任者研修だとか何とかというのはここには含まれてないということでよろしいのですね。了解しました。
- O議長(吉田敏男君) 分かりましたか。 他に質疑はございませんか。民生費で す

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) 次に参ります。

30ページから34ページ、第4款衛生費。

8番。

○8番(川上修一君) 新型コロナウイル スワクチンの接種事業の関係で質問しま す。

168ページに細かい説明資料があるので、そこから質問をいたします。

追加接種、3回目の接種なのですけれども、医療従事者は1月から、一般は3月から実施予定とあるのですよね。それで、医療従事者の中に福祉関係の人とか、1回目のときはたしか含まれていたと思うのですけれども、その中の福祉関係でも社協の生きがいデイサービスですとか、訪問介護とかという方、そういった方も医療従事者の中に含まれるのかどうなのかという質問です。

〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(保多紀江君) 医療従事者は 1月から追加接種を行うというふうになっ ておりますけれども、医療従事者といって も1回目のときには医療関係、あとは介護 関係等を優先接種という形で早めの接種を 開始しておりました。今回につきまして は、追加接種ということで、2回目接種を してから8か月を経過した方から順次接種 を行っていくということで、今回の医療従 事者にそういう方が含まれているというのではなくて、8か月経過をした方から順次御案内をして接種をしていくという形になっておりますので、その方がいつ打ったかという時期によって変わってくることになります。

以上です。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

〇8番(川上修一君) よく分かりました。

なぜこんな質問したかといいますと、たまたま生きがいデイサービスで働いている方がやっぱりお年寄り相手に仕事をしているから、なるだけ早い時期に打っていただけたらありがたかったかなと、それで3回目の接種のときにはなるだけ早く打っていただけたらありがたいという声があったものですから、こういった質問しました。

それで、課長からやっぱり2回目打って から8か月空けてということですので理解 しました。

質問終わります。

〇議長(吉田敏男君) 他に、衛生費ございませんか。

9番。

○9番(髙橋秀樹君) 同じところで、予算説明書の新型コロナワクチンの接種記録システム連携業務と132万円というふうにあるのですけれども、これ具体的にちょっと説明を、補足お願いしたいのですけれども。

- 〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。
- ○福祉課長(保多紀江君) 3回目の接種を行うに当たりまして、システムからデータを抽出して、それをワクチンの接種記録の国のほうのシステムとデータをやり取りするための業務になっております。
- 〇議長(吉田敏男君) 9番。
- **〇9番(髙橋秀樹君)** 分かりました。国 とのやり取りということですね。

この3回目の接種というのは、町民の皆 さんとかね、国民の皆さんというかな、皆 さんちょっと結構期待している部分と、何だろう、受けていいものなのかといういろいろな町民の意見等々あるというふうに思っているのですけれども、この3回目の実施について、ここで町長の行政報告にもありますけれども、ここのところでどのおますけれども、ここのところでどのおりますけれども、ここのところでどのおりますけれども、ここのところでどのおいくうではいくのかという考え方といる方とがあるのか、行政のほうはどういいくのかという考え方というのは、もうある程度決まってはいらっしゃるのか。

〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(保多紀江君) まず1回目、 2回目のときには年齢的に分けて段階的に 接種をしていくということもあったでります。 めのうちは電話で予約の可能になるせているを受けさせになる で、段階的な対応をさせてがただいとしました。 とだったところ、これからとことを 来週詳細をちょっさは集団を主にている に関めたことを をしては集団接種を主にている としたい、追加接種を実施しています。 というふうに思っています。

また、受付の方法は電話とウェブ方式で すね。両方を併用して、どちらか都合のい いほうで予約が取れればなというふうに 思っております。

またですね、以上です、ごめんなさい。

〇議長(吉田敏男君) 9番。

○9番(髙橋秀樹君) 今回のシステムで ラインを使ってやったというのは非常に データというのかな、足寄町にとって大き なデータベースになったと思うのですけれ ども、このラインで何人ぐらいの人がとい うのは分かりますか。大分多かったのか な、少なかったのかな。そういう行政のほ うで若者が多かったとか、簡単でいいです けれども、そういうのはどうなのでしょう か。 〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(保多紀江君) 人数は押さえていないのですけれども、高齢者の方の場合につきましては予約の開始から朝からずっと電話が鳴りやまず、電話しかなかったのですけれども、そういう感じだったのですが、ラインをシステムを入れた後につきましては、初めは予約開始日の初めは電話は鳴るのですけれども、その後はほぼシステムのほうで予約をしていただいていたような状況だったと思っています。

〇議長(吉田敏男君) 9番。

○9番(高橋秀樹君) 実は私もラインでやったのですけれども、非常に分かりやすくて何日という希望もすぐ目で見て分かないたので、これ非常にいるの形でやっていたのデータがなと思ったと思ったのでありたりにも使えるのかなとも町ともではされども、どうなのかとなずれているのかとすがしているのかちょっとはどうに考えているのかちょっとお伺いをしたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、副町長。

○副町長(丸山晃徳君) 答弁させていた だきます。

今回ワクチンの接種の関係でラインのシステムを入れるに当たり、例えば公共施設の予約ですとか、その他の予約管理システムの導入もあるのではないかという話があったのですけれども、まず母体が今れべったり、あとへきしていたり、あとへき地、集落であったら管理人さんが紙でやったり、あとつとなるところのデータの連携ということになるので、全てそういまるものがあるということで、母体とラインとの連携ということでいえば、紙が便利なものもありますし、ラインだけできる

ものというのが本当に限られているかなというところで、ですからまだ今ラインの、 今回初めてやってみたので、今後いろいろな仕組みを導入できるかというのは検討させていただきたいと思っています。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) よろしいですか。他に衛生費ございませんか。3番。

○3番(進藤晴子君) すみません。今の ところでもう一つちょっとお伺いいたしま す。

最近3回目、ブースター接種を行うに当たりまして、2回目までの接種記録、この国の接種記録システムの不具合というのが見つかっているということで新聞にも載っております。かなりな人数で入力ミスというよりはバーコードのところで読み込むのにずれてしまったりとか、そういうのでちょっと困っているという話を聞いてますが、足寄町ではそういうことありましたか。

〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(保多紀江君) 新聞等でも 載ってましたけれども、データが誤って 入ってしまったというようなことですが、 それは足寄町のデータの中にもございまし た。そちらのほうにつきましては、データ を確認をして今整理をしておりますので、 間違った誤ったデータというのは足寄町に ついてはほぼ整理ができるかなというふう に思っております。

- 〇議長(吉田敏男君) 3番。
- ○4番(進藤晴子君) 御苦労さまです。

どのぐらいありましたか。大体で結構です。10件、20件、100件。自分も関わった部分でもございますので興味ありますのでお願いします。

- 〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。
- ○福祉課長(保多紀江君) 正確な数字は ちょっと今お伝えできないのですが、多分 10件以下だったかなというふうには思っ

ております。

○議長(吉田敏男君) よろしいですか。 他にございますか、衛生費。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) では次に参ります。

36ページ、第5款労働費、質疑はござ いませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、36ページから40ページ、第6款農林水産業費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、40ページ から42ページ、第7款商工費。

2番。

- ○2番(高道洋子君) 商工費の観光費の 43ページの18節負担金、補助及び交付 金のところの観光事業者事業継続緊急支援 金500万円となっておりますが、緊急支 援金としては500万円というのは少ない なと感じております。この内容について説 明お願いします。
- 〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。
- ○経済課長(加藤勝廣君) こちらです ね、8月から9月にかけて国の緊急事態宣 言で移動制限がかかったことで、大きな影 響を受けたお土産店、観光客が来るような お土産店ですとか、温泉旅館及び時短協力 金の該当とならなかったお酒を販売する事 業者さん、これ2店舗ということで合計6 店舗を対象にしております。

こちら売上げの減少に対する補塡ということではございませんので、あくまでも事業継続に必要な経費の一部の支援ということになってございますので御理解いただければと思っております。

以上です。

- 〇議長(吉田敏男君) 2番。
- 〇2番(高道洋子君) 分かりました。

どのぐらい被害があったのか押さえてい らっしゃるか。被害の申出があってという のではなくてと今言いましたね。でももし 分かれば。

- 〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。
- ○経済課長(加藤勝廣君) 被害額というか、損失額という面では押さえてはおりません。緊急支援、ほかの協力金を頂いた方々でいけば大体8月から9月の間で時短要請に受けて協力を頂いた方というのは大体90万円ほど協力金が支給されているということですので、それに対して観光事業者に対しては約100万円の支援金ということと、酒類販売については50万円程度の支援金というふうな形で計上させていただいております。

以上です。

- 〇議長(吉田敏男君) 2番。
- O2番(高道洋子君) そうですね、旅館とか土産店とかお酒とか本当に、何というのかしら、明確に損失が分かるような、はっきりしたところだと思います。しかもこういうところは従業員の人もいらっしゃるところが多いので、500万円よりもももう少し上がらないのかなという思いもあって質問しました。そこら辺はどうでしょうかね、その幅は。
- 〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。
- **〇経済課長(加藤勝廣君)** やはり事業継続に必要な経費の一部ということで捉えておりますので、各店舗その程度で事業の継続は可能と判断させていただいて支援させていただいております。

以上です。

O議長(吉田敏男君) よろしいですか。 他に商工費ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君)それでは次に、42ページから48ページ、第8款土木費、質疑はございませんか。

11番。

○11番(木村明雄君) ここで、44 ページかな。橋梁についてお伺いをしたい と思います。

現在、この足寄町は広い町であります。 そこで、この橋の数というのかな、これは どれほどあるのか。そしてまた、差し当た り修繕しなければならない橋がどれほどあ るのかちょっとお伺いをしたいと思いま す。

- 〇議長(吉田敏男君) 建設課長、答弁。
- **○建設課長(増田 徹君)** お答えをいた します。

橋梁長寿命化の点検ということで、以前にも御説明したかと思うのですけれども、現在124橋ございます。5年に一度点検を行いながら、橋梁については修繕を行っていくというふうにしておりまして、本年度と来年度と2か年で点検を、再度点検をするというような形にしております。

幾ら修繕をしなければならない、何橋あるのかということなのですけれども、ちょっと今現在手元に資料がないので数は押さえてないのですけれども、点検した結果によって優先順位を決めながら国の事業、補助金等を利用して進めているというような形をしていますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

- 〇議長(吉田敏男君) 11番。
- 〇11番(木村明雄君) これについては やはり車が荷物を積んで走っているとき に、落ちてしまったということでは、これ 大変なことになろうかと思うのですよね。 そこで、悪いほうから修繕をしていくということではありますけれども、計画として は1年にどのくらい、何橋ぐらいずつ考え ているのかお伺いをしたいと思います。
- 〇議長(吉田敏男君) 建設課長、答弁。
- ○建設課長(増田 徹君) 何橋、年に計画しているのかということなのですけれども、実際に大体3橋から5橋程度の補助金の要望をしながら進めているところなのですが、実際に補助金のついた額によって整備をしていますので、今現況では2橋とか、直す頻度によっては3橋になったりもするのですけれども、数的にはその程度の

数かなというふうに思っています。

先ほど危険度、橋を落とさなければならないというようなやつは、前回の点検のときにそういう危険な橋は止めるなりということをしてきてますので、今現在では特に落ちそうな橋というのはないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長(吉田敏男君) よろしいですか。 他に土木費ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) それでは、次に参ります。

48ページから50ページ、第9款消防 費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、50ページ から58ページ、第10款教育費、質疑は ございませんか。

8番。

○8番(川上修一君) 55ページをお願いします。

社会教育費の生涯学習費の11節役務費、手数料96万8,000円とあるのですけれども、この中身をちょっと詳しく教えてください。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、教育次長。
- ○教育次長(丸山一人君) お答えいたします。

この手数料96万8,000円につきましては、講演会の予算でございます。具体的にということですので、これは北原照久氏という方を招いての講演会ということになりまして、この北原氏というのはブリキおもちゃのコレクターとして有名な方でございます。またそれ以外にも、ブリキおもちゃ博物館の館長をされているということで、またあと講演活動とか、あとテレビ番組の出演などをされている著名な方ということでございます。

この方の講演会上げたのは、足寄町学習 塾の指定管理をしている株式会社Birt h 4 7からの御紹介でございまして、お知り合いということでございまして、足寄町でお世話になっているということで、北原氏の過去の経験等の講演会をしてほしいという御紹介がありましたので、教育委員会としましても新型コロナウイルスの関係で様々な事業が延期、中止となっている部分もありましたので、今回全国で活躍されているというこの北原氏の講演会というころであるというこの北原氏の講演会というところですので、御理解いただきますようお願いいたします。

- 〇議長(吉田敏男君) 8番。
- ○8番(川上修一君) 今、教育次長からも説明いただいたのですけれども、本当にコロナでいろいろな行事が中止になった中でやれる範疇でいろいろ努力してくださったのかなと思っております。

それで、ちょっと質問がずれたらごめんなさいなのですけれども、補正で出たということはこれから行われるということですか。

- 〇議長(吉田敏男君) 教育次長、答弁。
- ○教育次長(丸山一人君) お答えいたします。

打合せする中で、一応今年度の事業ということでということでのお話でございまして、計画、予算が議決されれば2月から3月の頭までには実施したいというふうに考えております。

以上です。

○議長(吉田敏男君) 他に教育費ござい ますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) では次に参ります。

第12款公債費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 次に、58ページ から60ページ、第13款職員費。

12番。

〇議長(吉田敏男君) 12番。

〇12番(井脇昌美君) ここで、小科目 として時間外それから夜間、休日勤務手当 の500万円減額計上されているのですけ れども、コロナ禍の中で各種イベント、行 事が中止の経過というのは十分存じており ます。たしか5月頃でなかったかと思いま すけれども、役所の前で職員さんと会った ら、どうしたこんな遅くといったら、い や、ワクチン接種の案内等々でびっちり1 週間かかっているんだと、御苦労さんだね と。逆に言えば、そのワクチンに振り回さ れた超過勤務もこれは避けて通れない、 あったことであろうと思うのですけれど も、以前にも議会でもう八、九年たつので すけれども、この超過勤務に対しては相当 な議会でも議論があったように記憶してお ります。

それで、この500万円の減額、これはよろしいのですけれども、幾らに対して500万円減額であるかちょっとお示しいただきたいと思います。

- 〇議長(吉田敏男君) 総務課長、答弁。
- ○総務課長(松野 孝君) ちょっとお時間かかりまして申し訳ございません。

今回の補正予算書の65ページを御覧いただきたいのですが、約でございますけれども、職員手当の内訳として補正後、補正前ということで数値が載ってございます。

それで、区分の時間外休日勤務手当の欄を御覧いただきたいのですが、ここで約300万円程度ここで減額してございます。 以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 12番。
- ○12番(井脇昌美君) この298万円 のここの約300万円近いというのは今、 課長おっしゃった金額ですね。たしか八、 九年前だと思うのですけれども、今の渡辺 町長が恐らく経済課長されていた頃の議場 でやられたときの記憶あると思うのですけ れども、超過勤務当時1億円ぐらいかかっ ていたのですよ。本別町は約5,000万円

近い4,800万円から900万円の、これはだけれども本別町だから陸別町だからという職員数も違うわ、立地条件が違うわけですから、当然足寄は広いわけですから、当然足寄は広いわけですからこれは一応には言えないのでは、からこれは一応には言えないのでは、そういうことは、からで当時の首長のお話は、これ残業でするがうことはあってはいけないわけないもし、相当強化して少しでも勤務内に仕事を終了するように削減をしていきたいと。の0万円近い、当時1億円たしか超えていたような記憶しています。

それで、相当やっぱり努力されて、いろ いろなことでやればできるかとか、そうい うことではないのですけれども、相当の経 過としてこのような数字になって表れてき ていると思うのですよ。それは評価すると ころなのですけれども、やはりそのシステ ムを再確認したいのですけれども、当時時 間外勤務をやるときに本人から申し出る と、そういうシステムもあったらしいです けれども、そのときに議会で話し合われた のは、しっかりと、言わば課長から今日は 残業やってくれと、こうこうこういうこと の中でここまでのまとめを残業を頼むよと いう一貫した発信をするようにという議会 で話が出た、私がそれをしたのですけれど も、出たと思う。そのことの実施はされて いるからこういう効果で出ているのですか ね。その辺は今の時間外の状況はこれは避 けて通る、必要なものですから避けて通る ことできないのですけれども、そのシステ ムはどういうふうになってますかね。それ の確認なのですけれども。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。
- ○町長(渡辺俊一君) 時間外でありますけれども、時間外手当についてはお話ございましたように、以前はかなり金額が大きかったという時代もございましたけれど

も、最近時間外も少しずつ少なくなってきて、現状でいけば金額ですけれども6,000万円だとかという、6,000万円、7,000万円というような金額になってきているのかなというように思っています。

それで、それというのは、どうしても時間外が絶対にだめだということではなくて、やはりやらなければならないときもやっぱりございますので、そういうことで常に時間外がなければできないだとかというようなことではなくて、やはり必要な都度時間外もするというような形になるのかなというように思っています。

基本的には本人のほうから申出があって、今どうしてもこれやらなければできないのでということもありますし、また課人のほうからこういう事業の中で時間外ときでいるというようなことで、その時間外をして、今働き方とで、という形になりまして、今働き方のでないまということも言われてよりますのでない方とも言われてく1人に偏いない方とも言われてく2人に偏いない方とも言われてく1人に偏いようなどとも言われてきないでできるくの時間をやらないうような形で進んできてますので進んできるような形で進んできてます。

時間外トータルの部分、個人個人では ちょっとなかなか把握しづらい部分もあり ますけれども、毎月毎月課長等が集まって 行政事務推進会議を開催しておりますけれ ども、そういった中でも先月の時間外はど うなっているのかだとか、なぜここで時間 外がちょっと増えたのだだとか、そういっ た話もしながら適切にできるだけ時間外は 少なくしていこうという方向で進めている ところでございます。御理解いただければ と思います。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 他に職員費、質疑 はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(吉田敏男君) それでは、歳出総括ございませんか。

9番。

○9番(髙橋秀樹君) 大変申し訳ございません。衛生費のところで、温泉施設の今回実施設計が入ってきております。

前回、全員協議会の中で、非常に皆さん 各議員さんがいろいろな御意見を出され て、多くの意見が出されたと思います。そ れで、先ほど行政側から一つの設計図を示 されました。非常に、これ議長の采配であ るなと思って、私は思っているのですけれ ども、やっぱりこういう大事なことという のは各議員さんがやはり自分たちの思いを 述べていただくという場面もあってもいい のかなという思いで、多分総括にしろとい う議長の意図であろうなと私は思うのです けれども、総括で発言をさせていただきた いというふうに思います。

現状で実施設計に入っていく、基本設計がまだ、もうできたのでしょうかね、まず 第一に聞きたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

○町長(渡辺俊一君) 基本設計がもうできてるのかどうなのかというお話かと思いますけれども、まだできてございません。 実は、工期2月というようになってございますので、今9月の議会で基本設計の予算を頂いて、それで基本設計に出して、2月までに基本設計を行うという形になっています。

今、実施設計の予算も見させていただい ておりますけれども、そうしたら2月から やるのかという話になるのかというように 思うのですけれども、そうなるとちょっと 時間的にも余裕がちょっとなくなってきま すので、基本設計と実施設計少しかぶるよう な形で進めさせていただこうというよう に考えておりまして、現在今回の議会の中 で予算を見させていただいたということで ございます。

ですので、髙橋議員さんから前にももっ

と時間取ってゆっくりとやったほうがいいのではないのかというようなお話も頂いていますけれども、本来ならば基本設計終わって実施設計というほうが時間的にもいろと見直しするだとかといった部分でも本当はそういう形のほうが確かにいいのかなというようにも思いますけれども、今回基本的には基本設計をやりながら実施設計もやるというような、そういう形で進めさせていただこうと考えているところでございます。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 9番。

○9番(髙橋秀樹君) 町長の説明分かっております。前回も私も大分質問いたしましたので、十分理解をしているつもりです。

しかし、やはり議会のこういう場で各議 員さんが、前回閉ざされたといったら変で すけれども、そういう中でやったことをや はり多くの町民の皆様に知っていただくた めにも、しっかりとここ実施設計を過ぎて しまったら、次私たちが発言する場がほと んどなくなると思いますので、多分いろい ろ各議員さんがいろいろな思いがあると思 いますので、ある程度その辺は各議員さん に任せるというふうに思うのですけれど も、今現状でお金がどのぐらいになってい るのかだとか、そういうことすらも全く見 えてない中で、今進んでいると思うので す。現状として、予算がどれぐらいまで上 がってきているのか。今後その費用対効果 だとかというところはある程度行政のほう で捉まえている部分というのはあると思う のですけれども、その辺もある程度御説明 いただければありがたいかなというふうに 思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。

〇町長(渡辺俊一君) 建物の積算という ことでは、行政報告の中でも報告をさせて いただいたりとかしている、行政報告では なくて一般質問の中でもお話をさせていた だいておりますけれども、全体としては建 物自体だけでいけば建設費用としては2億 1,200万円ぐらいの金額になると考えて おります。

これは基本設計やって実施設計やってと いう、そういう設計をやっていく上できち んと積算ができてくる。建物の中身が分 かってくるので、それに合わせてきちんと 積算をしてくると金額がきちんと積み上 がっていくという形になるわけですけれど も、今の段階でいきますと、そういう詳細 な設計まではできていなくて、大まか面積 だとかそういったもので大枠こういうお風 呂のそういう施設を造るとすると平米当た り幾らだとかというような形の中で、大枠 で積算をしているという形になっておりま すので、そういった意味できちんとした積 算になっているかというとそうではないと いうところです。それは基本設計、実施設 計そういったものを踏まえながら金額がも うちょっときちんとした数字が出てくると いうことになると思っています。

それで、ただ一定程度今までの建築担当だとかそういったところでの今までの経験だとかでいきますと、大体このぐらいの予算を1平米当たり、例えば面積当たりこのぐらいの予算を見ておけば大体のものはできるねということで積算しておりますので、大きく数字が変わっていくということはないのかなというように思っています。

たまたまウッドショックだとか急激に木材が上がったということで、予算ちょっと 大誉地の教員住宅ですか、ちょっと専決処 分で上げさせてもらったということもあり ますけれども、基本的にはそういう形で取 りあえず積算としてはしているという形に なっております。

それから、費用対効果というようなお話 もございましたけれども、なかなか単純に このお風呂つくって入っていただく、利用 していただく方たちから入場料というか利 用料というを頂いて、それで賄えるとい う、そういう施設ではないというのをきっ と議員さん皆さん御存じの中身かなという ように思っています。どうしてもお一人お 一人から利用料頂いてもそんなに大きな金 額を頂くという施設ではございませんの で、お風呂ですから毎日入る人もいるだろ うし、そういう人たちが多くのお金を出し て毎日お風呂に来られるということにやっ ぱりなかなかなりませんので、やはりそれ は公衆衛生ですとか、それから健康のため だとか、そういったような目に見えない効 果というのがあるわけでございまして、そ ういう効果とそれから実際に頂く金額、こ れだけでやはり足りないので、そういうい ろいろな効果を基に町としてもそこは税金 で、皆さんから頂いた税金、町の財源を 使って運営なり建設なりしていくというこ とがやっぱり必要になってくるのかなとい うように考えているところでありまして、 単純な商売のようにこれだけつくってこれ だけ売っただとかというような形にはやっ ぱりなっていかないかなと考えているとこ ろでございます。

そういうようなことで、お風呂が町民の 皆さんが、これはもちろん町民の皆さん全 員が望んでいるということではないのかな というように思っています。ですが、議会 の中の皆さんから頂いているお話ですと か、それから私もいろいろと聞いている中 でやはりお風呂が必要だよというような、 そういう声が大きく聞こえてくると。たま にお風呂本当に必要なのかだとかという声 もありますし、それから今聞いている中で は場所もどうなんだというような声もちろ ん聞こえてきます。そういったこともあり ますが、トータルとしてやっぱりお風呂の 必要性だとか、そういったものがやっぱり 今言われている部分なのかなというように 思っておりますので、費用対効果というの をどう評価するのかというのはなかなか難 しいところもありますけれども、今足寄町 でやはりお風呂が必要な施設なのだろうと いうように考えているところでございま す。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 9番。

〇 9 番 (髙橋秀樹君) 基本設計を議会と いうかな、皆さん賛成なされている。これ はやはり足寄町にお風呂があってしかるべ きであろうと、そういうように皆さん考え て賛成しているのだと、私は認識をしてお ります。ですから、もうこの時期に来てあ る程度の具体的な金額ももうお示しになっ て、そして今後年間今のところは1,000 万円という形にはなってますけれども、そ れ以上になるかもしれないと僕は思ってい るのですけれどもね。そういう形をしっか りと町民の皆さんに向けて御説明してい く、数字的なものを説明しながら進めてい くということが私は必要なのかなというふ うに思う部分はあるのです。なので、もっ と具体的な数字、まあもちろん今おっ しゃったように、積上げなのでまだまだど うなってくるかという部分もあるでしょう けれども、ある程度そういう部分というの はこういう開かれた場面で町側から発信し ていくということが必要なのかなというふ うに思うのですけれども、その辺はいかが でしょうか。

〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。

○町長(渡辺俊一君) なかなか積算してどのぐらいになるかというのはなかなか難しいところがちょっとあって、建物建てる部分ではほぼ大きく、先ほど言った2億円、建設費用の部分で2億1,200万円ですか、こういった部分というのはそんなに大きくは変わってこないのかなと思ってはないのかなと思っており3億円を超えるぐらいの金額になっていくのだろうというところではあるのかなというように思っています。

あと運営費の部分については、やはりや

り方によっても随分違ってくるのかなというように思っています。ですから、やり方の中でいろいろと前にもお話いろいろ頂いたときにどのぐらいの時間、それこそ朝早くから夜遅くまでだとかというようなことだとか、土日はどうなのかだとか定休日はどうなのかだとかといったことなども含めて、やっぱりやり方によって随分と運営費というのは違ってくるのではないのかなというように思っています。

ですから、町としてはなるべく町民の皆さん方に負担をなるべく少なくするためには時間なるべく短くというようには思っていますけれども、でも利用される方たちにしてみればこっちの時間も必要だしだとからようないでありまして、そういで収めたらいいのかといんところであります。

それで、ほかの町で同じようなお風呂を やっぱり運営しているところ、町営で運営 しているところがあって、そういったとこ ろで1,000万円程度の運営費でやれてい るところもあるというようなことを聞いて おります。そういったところを参考にして 1,000万円ぐらいと言っているわけであ りますけれども、先ほども言ったように足 寄町ではどういう運営をするのかといった ところで大分また金額が変わってくる可能 性はあるのかなというように思っていま す。

それで、なかなかこれから建物も、今回 予算をお認めいただければ実際に実施設計 にも入ってきますし、それから土地の取得 もしますと。実際に実施設計ができ上がっ たら今度は建設だとかと入っていくわけで すけれども、そういう段階の中で利用料 金、それから時間だとか、そういったもの も含めて検討しながら、そのあたりはやっ ぱり議会の皆さんにもいろいろと相談しながら決めていかなければならないなというように思っておりまして、今の段階では大枠1,000万円ぐらいはかかりますよというところぐらいしかお示しできていないのかなというように思っています。

それで、町民の皆さんが分かるところは 本当にこういう議会の中でお話ししたとき だとか、それから行政報告だとか、そうい う議会の中でお話しすることが新聞報道に なったりだとか、議会だよりに載ったりだ とか、そんな形で町民の皆さんに周知がさ れていくという形で今のところ来ていま す。

町としては、この後公式のホームページですとか、それから広報ですとか、そういったものにできれば平面図だとか、それから立面図ができるかどうかちょっとまだ分からないのですけれども、少しこんなようなものをつくりたいと考えてますよというところをお示しさせていただいて、その中でまたパブリックコメントというところまではいかないのかもしれませんけれども、町民の皆さんからもいろと意見を頂く、そんな形にしたいなというように思っています。

今までもAメールだとか、今まで議会の 中でお話しされたことが町民の皆さんに伝 わって、Aメールだとかで来てる、そんな に数はいっぱい来てないですけれども、来 てる部分もございまして、本当に先ほど 言ったように場所があそこで本当にいいの だろうかだとか、そんなようなことも実際 に町民の皆さんから声として上がってきて いるというのがありますので、もうちょっ と先ほど言ったように平面図なり何なり、 場所もこういうところに建てますよだとか というようなことを広報だとかに載せれ ば、もっと町民の皆さんからいろいろな意 見頂けるのかなというように思っていま す。そういういろいろな町民の皆さんの意 見も踏まえて、できれば実施設計の中にの せていければなと考えています。

先ほど今日も少し議会の皆さんから御意見頂いた部分で直せる部分については少全直したということでありまして、全てが全て町民の皆さんからの御意見を100%酌んでできるということにはきっとなりませんけれども、本当にいろ意見頂いていけれどの程度それを組み入れながらやませんけるかというのはまだまだ分かませんけれども、そういう形で町民の皆さんのためのとも、そういう形で町民の皆さんのためのとなども頂きながら、町民皆さんのための入浴施設ですよということでさるところではあります。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 9番。
- **〇9番(髙橋秀樹君)** 町長の十分分かっているつもりでございます。

しかし、やっぱり実施設計入っていくということはもうある程度基本設計ができているという中で進まさっていくという、今後議会の中で議論する場面というのが本当に少なくなっていくのだというふうに考えております。

その中でやはりいろいろな、この間の全 関協議会のお話も町長のほうで行政ののもあ でいろいろと組み入れた部分というのもあり ると思います。私はそういう観点があま員さんが熱い熱量を持ってこうしたらどうださいう多分意見をまだまた。 ああしたらどうだという多分意見をまだまだというさいますので、その辺は各議員して、まだがございますので、その辺は各議員して、私のほうはあとはお任せをして、私のほうはあいまなり基本設計のの仕方というのを 町長のほうに伺いましたので、私のほうの 質問はこれで終わらさせていただきます。

〇議長(吉田敏男君) 他に総括、質疑ありますか。

4番。

〇4番(榊原深雪君) 私も温泉浴場施設

のことで発言したいと思います。

髙橋議員が今お話ししたとおりなのです けれども、コンセプト、何をお風呂の和風 にするのか洋風にするのか、また子供さん のアイデアを生かした何か絵を描いても らって中に貼るとか、何かいろいろなこと が湧き出てくると思うのです。それこそ温 泉じゃないですけれどもね。そういったア イデアを生かしたお風呂づくりのコンセプ ト、きちんとしたものをお持ちになってや れるといいと思うのですね。渡辺町長の同 級生のお母さんとかがやはり「やっとでき そうだね、よかったね」と。近隣町村の方 も「うらやましい、足寄町温泉できるんだ ね、サウナもできるんだね、うらやまし い」という声も届いています。だからやっ ぱりその期待に沿えるようにやはり子供さ んたちの絵を壁につけるとか、そういうの をしたりとかいろいろアイデアが子供さん だったら湧いてくると思うのですね。

ある町に視察行ったとき、アイスクリームの容器に子供さんの絵を描いたものを販売していた。大変好評だったという、剣淵町だったと思うのですけれども、そういこともあったのですね。だからお風呂にそういうこと、アイデアを、子供さんのアイデアをもらってやっていくのも、これも一つの知恵だなと思っておりますので、やはりこの温泉づくりには期待しているところでございますがどうでしょうか。

- 〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。
- **〇町長(渡辺俊一君)** 確かにいろいろな 御意見頂きながらというところは、先ほど の髙橋議員さんからのお話とも共通する部分なのかなというように思っております。

この後なかなか実施設計に入って、また あと工事費だとかそういったものの予算だ とかといったところで、まだまだそういっ た意味では議論できる場というのはあるの かなというように思っておりますので、議 員さんそれぞれ各位からいろいろなお話を 頂けたほうがいいのかなというように思っ ています。もちろん取り入れられる部分、 取り入れられない部分というのはやっぱり 当然ありますけれども、やはりいろな意見を頂きながら、 大からいろな意見を印きないらられてでしてもいるででもいった中で少しでもればなというのでまりに思っておりますので、議員やっぱり一思であるなのだろうというように思ってがおいるというように思っています。

それから、今のお話頂いたように、子供さんたちだとか、どの程度お風呂を子供さんたちにも使っていただけるかというのはちょっと分からないのですけれども、きっとどちらかというと高齢者の方たちのほうが使っていただける方たちは多いのかなというようにも思っております。

ただ、当然子供さん連れて来られる、お 孫さん連れて来られる方もいらっしゃると 思いますので、そういった中で、お孫さん たちのアイデアが生かされたようなお風呂 ができれば、連れてこられる方もうれしい ですし、子供さんたちもうれしくなるとい うように思いますので、そういういろいろ な意見をまた頂ければというように思って います。

僕も思っているのは、例えば雌阿寒岳だとか、ラワンブキだとか、そういったものの壁画というかそんなものをお風呂の中にあったらまた足寄町のお風呂としていのかなどと思ったりもしていますし、何かそういうようなお風呂の中でもそういう足寄町らしさだとか、ちょっとした潤いというのですか、そういったものが感じられるようなものになればなというように思っているところであります。

何回も言うようですけれども、いろいろ なアイデアがあってもそれが全部生かされ るかどうか分かりませんけれども、皆さん がお風呂についてもまちづくりについて も、いろいろなアイデアを出していただけ るというのはすごく町としてはありがたい 話なのかなというように思っておりますの で、これからも機会があればいろいろな場 でそういうお話ができればなというように 思っているところでございます。

以上でございます。

O議長(吉田敏男君)よろしいですか。他にございますか。10番。

〇10番(二川 靖君) 前回の全員協議 会の中で、町長のほうからできるものはで きるけれども、やれないものはやれません よということでありまして、今回今日の議 会の前に平面図が出されまして、それで行 政報告、町長の行政報告の中にもあったの ですけれども、洗い場は増えるけれども、 温泉、温浴部分というのですか、湯船が ちょっと小さくなるという話がされており ます。少なくてもやっぱり洗い場が6名か ら8名には増えたということで、私は増や してほしいということで言ってましたけれ ども、6名から8名に増えたといった反 面、ちょっと浴槽が小さくなったというこ とでちょっと残念なのですけれども、いわ ゆるもうこの過程でいえば6人から8人に なった、8人から10人にならないという のは分かっているのですけれども、ただ浴 槽の大きさというのはちょっとこれだけで 見たらちょっとイメージが湧かないという ことで、8人くらいは入れるのかなという 気はするのですけれども、8人や10人 は。そんなことでちょっと2メーター38 の5メーター90ですか、これから言った ら、はいはい、浴槽については。そうやっ て考えればなかなか数字ではイメージが湧 くのですけれども、なかなか大きさから いったらイメージが湧かないということ で、御苦労はされたと思うのです、増やす ということでは。そういうことでこれから もいろいろな意見があると思いますけれど も、ぜひとも頑張って進めていっていただ きたいというふうに思ってます。

以上です。

- 〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。
- ○町長(渡辺俊一君) 今日少し直した図面もお渡しさせていただきました。なかなかこういう議会の場がなければお渡しする機会がなくなってしまうかなというように思いまして、今日議会の前にお渡しさせていただきました。またそういうものを見ていただきながら、また意見も頂けるといいかなという思いもちょっとありましたので、急な話で今日お渡しさせていただところであります。

そういうことで、少しずつ変えられると ころは変えていければというように思って いるところでありますけれども、やはり全 体的な面積までも変えていくとなると、先 ほども言いましたように平米当たり幾らだ とかという計算で今の金額なども来てます ので、面積が増えれば増えるだけやっぱり 建築費用も増えるというようなことになっ ています。今まで議会の特別委員会の中で もいろいろとお話いただいて報告をいただ いた、そんなことも含めてやはり足寄町で 町民の皆さんに建てられる施設とすればこ のぐらいの大きさなのかなというところで 考えておりますし、また確かに時期的には お客さんが増える時期もあるかもしれませ んけれども、トータル1年間トータルして 考えたときにどのぐらいのお客さんがいる のかなと考えたら、あまり大きな華美なも のというか大きなものというか、そういっ たものにもやっぱりなっていかないのかな というようなところで考えておりますの で、大体このぐらいの大きさのお風呂かな というところで考えております。

そんなので、なかなかもっともっと大き くできれば、いろいろな意見あれば意見取 り入れてどんどんやっていけるのですけれ ども、そういうことにもやっぱりなりませ んので、皆さんからいろいろ頂いた意見の中でうまく取り入れられるもの、これはぜひ取り入れたいなと思えるようなものはどんどん取り入れて、できないものについては大変ごめんなさいということでということにならざるを得ないのかなというように思っておりますので、また皆さんからいろいろ御意見頂ければと思います。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君)いいですか。他にございますか。8番。
- ○8番(川上修一君) 私のほうからは全 員協議会でも発言させてもらったのですけ れども、これから協議する場面もあるのか もしれないのですけれども、運営時間の関 係で、それで町長、昨日の木村議員の一般 質問の答弁の中でこの町営の温泉の位置づ けというのですか、を町民の憩いですとか レクリエーションの場にしたいと明言され ていたので、私としてはうれしく思ってい るのですけれども、そういう点から考える と、やっぱり運営時間、運営費に直結する から短くしたいというのは十分理解できる のですけれども、やはりせめて12時ぐら いからは開いていただけないかなと。そし て何時までやるかというのはこれから検討 されるのですけれども、私としてはその点 だけはぜひ押さえていただきたいと、繰り 返して発言をさせていただきたいと思いま す。
- 〇議長(吉田敏男君) 町長、答弁。
- ○町長(渡辺俊一君) まだ時間だとか、料金だとか、そういう実際の運営に関わる部分についてはまだまだこれから検討するという中身でございます。そういったことで、今お話いただきましたように、お昼12時ぐらいから使えるようなというような御要望頂きましたけれども、そういうことも含めて今後の検討の中で十分に内容を詰めていきたいなと考えているところでございます。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

○8番(川上修一君) そのことは理解いたしました。

それで、私も言葉足らずなものですから、なぜ12時に固執したのかという点改めて発言をさせていただきます。

やはり町民の憩いの場ということでした ら、例えば農家とか体使って建設会社の降 りが体みのことがあります。そういうとり にはやっぱり昼ぐらいに行ってゆっちもあい。 をおいるがありますがいの方もあない。 をおいるがありますがいの方もあない。 ですとかいるは早いほうがいいのかない。 この間も言いましたけれども、患者のバスで待っている場所とか、そういったといいる お考えて12時にしていただきまから ことであります。自分の発言が足りなかった。 に結構でございます。 は結構でございます。

O議長(吉田敏男君) 他に質疑あります か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) それでは、次に8 ページにお戻りください。

歳入に入ります。

8ページから14ページ、歳入一括で行います。

質疑はございませんか。

12番。

○12番(井脇昌美君) 12から13 ページの不動産売払収入ですね。それで、不動産売払収入の中で、カラマツの立木ということで、もう本当に何十年来の今高値が来ているのですよ。本当に気象で言えばハリケーンみたいなもうむちゃくちゃなになしの値段が動いているのですけれども、この3,130万円非常にいい値段でされたと思う。ただこの数字だけではちょっと分からないのですよ。何物件で、例えば1物件なのか2物件なのか、合わせた総材積幾

らでこの収入があったのかちょっとお示し ください。

〇議長(吉田敏男君) ここでちょっと休みますか。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。

25分まで休憩をいたします。

午後 2時10分 休憩 午後 2時25分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議 を再開をいたします。

ここで、一言申し上げます。

6番熊澤議員が事情によって今退席をしておりますので、今回会議録署名議員に熊 澤議員もなっております。そういった意味 で、追加に会議録署名議員を髙橋健一さん にお願いをしたいというふうに思いますの で、よろしくお願いをいたします。

経済課長、答弁。

〇経済課長(加藤勝廣君) お時間を頂きましてありがとうございます。

物件数と面積ということでございました と思いますけれども、5物件の31.93へ クタール、材積にして約7,600立方と なっております。

以上です。

- 〇議長(吉田敏男君) 12番。
- **〇12番**(井脇昌美君) これ 5 物件で全 部合わせた収入が 3, 1 1 3 万円ということ ですか、5 物件で。
- 〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。
- **〇経済課長(加藤勝廣君)** 合計金額のと ころで6,870万5,000円というとこ ろの5物件の数字だと。
- 〇議長(吉田敏男君) 12番。
- ○12番(井脇昌美君) 私が問うているのは、経済課長ね、6,000万円の金額を聞いているのではなくて、立木を売却したわけですから、何ぼの1物件なのか2物件なのか。恐らく私の想像では2物件ぐらいでなかろうかと思うのですけれども、何立方売却されてますかと。あなた言った、課

長言った七千何百立方などというのはとん ちんかんな数字ですよ。その数字は全然も う、経済課長としてそういう数字を言うよ うでは失格ですよ。

- 〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。
- O経済課長(加藤勝廣君)すみません。2物件の3,367立方となっております。以上です。(発言する者あり)3,363立方です。
- 〇議長(吉田敏男君)2物件。12番。
- **〇12番**(井脇昌美君) 課長、3,130 万円はこれ外税ですよね、これは。その3,367立方ですから、それ割ったら平均単 価何ぼ、割ってもらえばすぐ出ますから何 ぼになりますかね。8,000何ぼになりま すか。
- **〇議長(吉田敏男君)** 答弁、経済課長。
- 〇経済課長(加藤勝廣君)
 9,256です

 ね。
- ○議長(吉田敏男君) 聞こえましたか。 12番。
- **〇12番**(井脇昌美君) 9,200ちょっ となってるらしいですね。

これは、これに関連してですけれども、 よく町長も副町長も聞いておいてください。こういう値段というのは。まず30 年、40年前の値段ですから、ちょっと考えられない異常なやつが満ちてきてより処理にある、町有林の要は売却も今やっぱり処理はときだと、町民の財産ですから。なかなり、さいうタイミングはないわけです。町でいるいろなことをアンテナ立て、それを一応私には権限ないわけです。町のほうでいろいろなことをアンテナ立て、そしてこれからの処理に前向きに検討されたらいいと思いますけれども、どうですかね。

〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。

○経済課長(加藤勝廣君) 今非常に金額 が上がっているということは認識しており まして、今年度におきましてももう1物件 約20ヘクタールの部分を出す予定として おります。

次年度におきましても、今年度並みの材 を出すということで考えております。 以上です。

O議長(吉田敏男君)12番、よろしいですか。

他に総括ございませんか。歳入総括。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君)次に、4ページにお戻りください。

第2表債務負担行為補正追加1件、質疑 はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) 次に参ります。

次に、第3表地方債補正変更2件、質疑 はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

O議長(吉田敏男君) 全体に対する総括 ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第93号令和3年度足寄 町一般会計補正予算(第9号)の件を採決 をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛 成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第93号令和3年度足 寄町一般会計補正予算(第9号)の件は、 原案のとおり可決されました。

これから、議案第94号令和3年度足寄 町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)の件の質疑を行います。

82ページから88ページまで、歳入歳 出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) 総括ございません か。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わ 成の方は起立願います。 ります。

これから、討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま す。

これで討論を終わります。

これから、議案第94号令和3年度足寄 町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 2号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛 成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第94号令和3年度足 寄町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第2号)の件は、原案のとおり可決され ました。

これから、議案第95号令和3年度足寄 町公共下水道事業特別会計補正予算(第2 号)の件の質疑を行います。

96ページ、歳入歳出一括で行います。 質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございません

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) これで質疑を終わ ります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第95号令和3年度足寄 町公共下水道事業特別会計補正予算(第2 号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第95号令和3年度足 寄町公共下水道事業特別会計補正予算(第 2号)の件は、原案のとおり可決されまし

これから、議案第96号令和3年度足寄 町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1号)の件の質疑を行います。

104ページから108ページまで、歳 入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。なければなしと 言ってください。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) 総括ございません

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) これで質疑を終わ ります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま

これで討論を終わります。

これから、議案第96号令和3年度足寄 町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛 成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第96号令和3年度足

寄町介護サービス事業特別会計補正予算 (第1号)の件は、原案のとおり可決され ました。

これから、議案第97号令和3年度足寄 町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)の件の質疑を行います。

1 2 4 ページから 1 2 6 ページ、歳入歳 出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま す。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号令和3年度足寄 町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2 号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第97号令和3年度足 寄町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2号)の件は、原案のとおり可決されまし た。

これから、議案第98号令和3年度足寄 町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算 (第2号)の件の質疑を行います。

134ページから136ページ、歳入歳 出一括で行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます

これで討論を終わります。

これから、議案第98号令和3年度足寄 町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算 (第2号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第98号令和3年度足 寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算 (第2号)の件は、原案のとおり可決され ました。

147ページをお開きください。

これから、議案第99号令和3年度足寄 町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 2号)の件の質疑を行います。

152ページから154ページ、収益的 収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

9番。

○9番(髙橋秀樹君) 支出の中で給与費が5,300万円、大分大きく減収していると思います。この説明をお願いをしたいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、病院事務 長

○国民健康保険病院事務長(川島英明君) 答弁させていただきます。

今回減額になりました主なものが、主に 今回の補正予算時までに採用できなかった 医師、看護師、また会計年度任用職員、こ れに係る人件費を減額ということにさせて いただいております。 以上です。

- 〇議長(吉田敏男君) 9番。
- **〇9番(髙橋秀樹君)** もうちょっと何人 とか、そういう数字もちょっと改めてお願 いいたします。
- O議長(吉田敏男君) 答弁、病院事務 長
- **○国民健康保険病院事務長**(川島英明君) お答えいたします。

内訳といたしましては、医師が1名、看護師が4名、会計年度任用職員も4名ということになってございます。

以上です。

- 〇議長(吉田敏男君) 9番。
- ○9番(髙橋秀樹君) 当初予算でこういう枠組みをしていたと。これによって病院に対しての影響度というかな。収益が下がっただとか、いろいろ経営面に対して問題はなかったのかどうかお願いいたします。
- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、事務長。
- 〇国民健康保険病院事務長(川島英明君) お答えいたします。

もちろんドクターが1名いないというこ とで、常勤医師がいないので当然収益面で は影響が出ているということが考えられま す。コロナ禍ということもございますが、 今引き続き常勤の先生は確保のために、招 聘のために頑張ってはいるのですが、なか なか至難の業だということで、大学病院だ とか医療機関から研修医の先生を積極的に 受入れをしているところであります。この 先生方が今年度については10名の先生に 来ていただいているということで、この 方々は派遣元のほうでお給料とかを見てい ただいているということでございますの で、実際は実働部隊として研修の一貫で実 地で働いていただいているということにつ ながっております。

次年度についても、今ちょっと打診がありまして、今年、今年度と同程度ぐらいの 研修医がもしかしたら確保できるのではな いかというふうに考えておりますので、3 年後ぐらいには、以前にもこの議会でお話 ししましたが、医師等修学資金を借り入れ ている、貸し付けしている医師1名が当院 のほうで勤務していただけるという、今の ところそういったお話もありますので、 ところそういったお話もありますので、 かりつけ医がやっぱり必要だということも ありますので、常勤医師の招聘については を力を傾注していきたいというふうに考え ております。

以上です。

- 〇議長(吉田敏男君) 9番。
- ○9番(髙橋秀樹君) 非常に苦慮されているというのは十分理解をしております。

やはり足寄町、一次医療というかな、そういう中で非常に重要な施設であるということも私も非常に認識をしておる中であります。その中でやはり利用者の方が不便等々かかってこないように、そしてなおかつしっかりと病院経営に対して利益を上げていくように努力をしていただきたいなと、そういうように思っております。

その中で、一応そういう招聘については 努力されているというふうに思うのですけれども、今回看護師も4名足りていない と。その中で、今後そのあたりというのは どのようなお考えか、収益的に問題は出て こないのかというところはどういうふうに 考えていますか。

〇議長(吉田敏男君) 答弁、病院事務 長。

〇国民健康保険病院事務長 (川島英明君)

医師と同様、看護師不足というのも当院の みならずほかの医療機関もそういったこと で非常に苦慮しているというふうにお聞き しておりす。

当院の場合、先ほど申し上げた医師等修 学資金、こちらで貸付けしている今貸付者 が今後看護師として当院のほうで勤務して いただけるという方もいらっしゃいます し、同時に本来であれば常勤の正職員が一 番理想的なのですが、足りない部分は応援 ナースというか、そういった部分を活用し ながら何とか手薄にならないような形で今 後も努力していきたいなというふうに思っ ております。

以上です。

- 〇議長(吉田敏男君) 9番。
- ○9番(高橋秀樹君) 今回5,300万円 というふうに支出は抑えられたのですけれ ども、収益的なところでいくと影響度とい うのはどうですかね。
- **〇議長(吉田敏男君)** 病院事務長、答 弁。

〇国民健康保険病院事務長 (川島英明君)

予算書上の歳出見合いの部分を今回減額補 正ということでさせていただいております が、収益的な部分でいきますと、対前年度 比ではあるのですが、去年よりは医業収益 の部分、診療報酬請求ベースで2,000万 円をちょっと下回るぐらいの金額は対前年 度比で上がっておりますので、ただ前年度 はいかんせんコロナということもありまし たので、そういった部分で今ちょっとまた 入院患者の部分も少し減ってはきているの ですが、引き続きアベレージでなるべく入 院患者を平均的に数値上げれるような形 で、院長先生ともお話しさせていただいて 紹介患者さんですとか、あとリハビリ目的 の患者さんですとか、検査入院の方だと か、そういったことで対処していきたいな というふうに思っています。

以上です。

〇議長(吉田敏男君)よろしいですか。他に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) それでは156 ページ、資本的収入及び支出、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- O議長(吉田敏男君)次に、148ページにお戻りください。
- 〇議長(吉田敏男君) 第4条予算第8条

に定めた経費、質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま す。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号令和3年度足寄 町国民健康保険病院事業会計補正予算(第 2号)の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第99号令和3年度足 寄町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第2号)の件は、原案のとおり可決され ました。

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩中に議会運営委員会の開催をお願いをいたします。他の議員の方あるいは参与席の方も3時5分まで休憩ということでよろしいです。

午後 2時50分 休憩 午後 3時05分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議 を再開をいたします。

議会運営委員会委員長から、会議の結果 の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

〇議会運営委員会委員長(榊原深雪君) ただいま開催されました、議会運営委員会 の協議の結果を報告します。

これより、本日の日程に追加し、議案第 100号から議案第101号までの提案説 明を受けた後、即決で審議いたします。

次に、意見書案第9号から意見書案第1 0号までを即決で審議いたします。

次に、総務産業常任委員会、文教厚生常任委員会からの所管事務調査期限の延期について、文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員会、議会運営委員会からの閉会中継続調査申出について、審議いたします。

以上で、本定例会における議案等の審議 は、本日をもって全て終了する予定であり ます

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長(吉田敏男君) これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りをいたします。

足寄町議会総合条例第45条の規定により、追加議案を別紙追加議事日程のとおり日程に追加し、審議することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり日程 に追加し、審議することに決定をいたしま した。

◎ 議案第100号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第1 議 案第100号足寄町農地災害復旧事業分担 金徴収条例の制定についての件を議題とい たします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 加藤勝廣君。

○経済課長(加藤勝廣君) 追加提出議案 書1ページをお開き願います。

ただいま議題となりました、議案第100号足寄町農地災害復旧事業分担金徴収条例の制定について提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は、この後御審議いただきます議 案第101号一般会計補正予算(第10 号)に計上いたしました農地の災害復旧事 業を行うに当たり、受益者負担の観点から 分担金を徴収することとするため、その根 拠となる条例を制定しようとするものでご ざいます。

条例の内容につきまして御説明させてい ただきます。

第1条は、本条例制定の趣旨を定めております。

第2条は、分担金の納入義務者は受益者 であることを定めております。

第3条は、第1項で分担金の額は当該事業ごとに町長が定めること。第2項では額の確定後、遅滞なくその額等を受益者に対し通知することを定めております。

第4条は、第1項で分担金は納入通知書の発行により徴収すること。第2項では第1項に定めるもののほか、分担金の徴収に関しては足寄町税外諸収入金の徴収に関する条例の例によることを定めております。

第5条は、委任に関する規定で、本条例 の施行に関し、必要な事項は町長が別に定 めることとしております。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、提案理由の説明とさせていただき ますので、御審議のほどよろしくお願い申 し上げます。

O議長(吉田敏男君) これをもって提案 理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

8番。

○8番(川上修一君) この条例に関して、農地災害の復旧事業というのは過去にもあったと思うのですけれども、実は私も被害受けて復旧していただいて、受益者負担というか、そういうの払っています。それで、何で突然この条例の制定になったかちょっと理解に苦しんでいるところなので

すけれども、その辺もうちょっと詳しく説 明をお願いしたいなと思います。

- 〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。
- ○経済課長(加藤勝廣君) 過去に発生した徴収金についてですけれども、多分28年の台風災害のときの関係ですけれども、 それにつきまして条例には台風の第何号第何号というふうな条例になっておりまして、今回は今後農地災害発生したときにはずっと使えるような条例の制定となっております。

以上です。

- O議長(吉田敏男君)よろしいですか。8番。
- ○8番(川上修一君) 分かったような分からないような、あれなのですけれども、あれですね、自分はたまたま28年ではないものですから、ちょっとぴんとこなかったのですけれども、これから災害が起きたときに使えるように条例をつくっておこうということなのだろうと思うのですけれども、その点は結構です。

分担金の額は当該事業ごとに町長が定めるものとすると。非常にざっくりとした文言だけで具体的には、例えば被害額がこれだけあったらこうだとか、そういう決めというのは今のところ何もないのですか。

- 〇議長(吉田敏男君) 経済課長、答弁。
- ○経済課長(加藤勝廣君) 今現在ですけれども、過去においてはそれぞれいろいろ決めてきたと思うのですけれども、今この条例で行います徴収につきましては、国の農地の復旧事業の関係で受益者負担を農地については50%ということで行こうと考えております。
- O議長(吉田敏男君)よろしいですか。8番。
- ○8番(川上修一君) 説明の意味は分かるのですけれども、例えば金額がでかくても、例えばですよ、こんなことはないのかなと思うのですけれども、仮にとんでもなくやられてしまって1,000万円もかかっ

てしまいました。 **500万**円自己負担ということなのですか、受益者負担。

- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、町長。
- **〇町長(渡辺俊一君)** 今回の条例制定でありますけれども、地方自治法において分担金を徴収するときにはこうやって条例を定めなければならないというようになっております。

今までの過去については、その都度その 都度条例を制定してきたという状況になっ ています。それが先ほどお話あったよう に、例えば平成28年のときの災害のとき には平成28年のこの災害のときにこれだ けの分担金を頂きますよということで、そ れぞれ条例を制定しておりました。今回、 毎回毎回条例をつくらなければならないと なりますと、もしかすると僕たちも忘れる かもしれないとか、そういったことも含め て、今後ずっと使えるような条例の制定を しておいたほうが分担金を頂くときに非常 に煩雑な事務手続だとかいろいろしなくて も済むという、それと条例を制定しなけれ ばならないということになりますとやっぱ り議会の時期を待ってということもありま すので、そういったことで先にこういう農 地災害が起きたときに分担金を頂くよとい うことになったときには、その都度条例を つくらなくてもこの条例で読み取れるよう な、そういう条例を取りあえずまず一つつ くっておこうということで今回条例制定を させていただきました。

そして、分担金の額については当該事業 ごとに町長が定めるものとするということ で、非常にざくっとして幾ら分担金来るの か分からないという状況でありますけれど も、これは先ほど言いましたように、これ からの災害の状況によっていろいろとそれ こそ大きな災害が来るかもしれないし、小 さな災害でも農地が被害があってだとかと いうことが起きるかもしれないということ で、その事業その事業ごとにそのときにそ のときの被害の状況に応じて町のほうで定 めて、金額を定めていこうということであります。

ですから、激甚災害みたいな大きな災害が来た場合には、国からの補助金だとか、補助だとかそういったものがいっぱいありますので、そして負担率も、個人の負担率もぐっと下がってくるという形になりますので、きっと被害の額的には大きくなるかもしれないけれども、個人の負担する額は多分割合的には小さくなって額もそんなに大きくならないというような形になるのではないのかなというように考えているところであります。

今回のやつはそういういろいろな災害に 応じて、これから農地災害が起きたときに いろいろな状況に応じて分担金を頂くこと ができるという、そんな書き方としており ますので御理解頂ければと思います。

以上でございます。

〇議長(吉田敏男君) 8番。

O8番 (川上修一君) よく分かりました。

ざっくりくくってるから逆にいろいろな ケースに対応し切れるという押さえでよろ しいでしょうかね。

それで、これ当然皆さん分かってくだ さっていると思うのですけれども、農地の 災害はやっぱり受けた者にとってはかなり 精神的に重たいものがございます。可能な 限り受益者の負担が軽くなるような方向でいるいろな制度も利用しながら対処をお願いしたいなと思います。

質問を終わります。

〇議長(吉田敏男君) 他に質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま す。

これで討論を終わります。

これから、議案第100号足寄町農地災 害復旧事業分担金徴収条例の制定について の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第100号足寄町農地 災害復旧事業分担金徴収条例の制定につい ての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第101号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第2 議 案第101号令和3年度足寄町一般会計補 正予算(第10号)の件を議題といたしま す

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長(渡辺俊一君) ただいま議題となりました、議案第101号令和3年度足寄町一般会計補正予算(第10号)につきまして提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第101号令和3年度足寄町一般会

計補正予算(第10号)について御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,880万8,000円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ96億5 51万1,000円とするものでございま す。

歳出から御説明申し上げます。

8ページをお願いいたします。

第3款民生費、第3項児童福祉費、第1 目児童福祉総務費におきまして、ゼロ歳か ら高校3年生までの子供1人当たり10万 円相当の給付を行う子育て世帯臨時特別給 付金事業のうち、子供1人当たり5万円の 現金を迅速に給付することとされた先行給 付金4,515万円のほか、人件費など合わ せて4,665万円を計上いたしました。な お、来年春の卒業、入学、進学期に向け て、子育てに係る商品やサービスに利用で きる子供1人当たり5万円相当のクーポン を基本とした給付につきましては、現在国 会において先行給付金と合わせて現金10 万円の一括給付も選択肢の一つとして加え るとの考えが示されていることから、新型 コロナウイルス感染症の影響を受けている 子育て世帯に対し現金10万円の一括給付 を視野に支給準備を進めることといたしま して、議会を招集する時間的余裕がない場 合においては専決処分により対応させてい ただきたいと考えておりますので、御理解 を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、第11款災害復旧費、第2項農林 水産業施設災害復旧費、第1目農地災害復 旧費におきまして、農地災害復旧工事請負 費といたしまして215万8,000円を計 上いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入について申し上げます。

6ページへお戻りください。

第13款分担金及び負担金、第15款国 庫支出金におきまして、それぞれ事業費見 合いの受益者分担金、補助金を計上いたし ました。

第19款繰入金におきまして、財源調整 のため財政調整基金繰入金といたしまして 108万円を計上いたしました。

以上で、議案第101号令和3年度足寄町一般会計補正予算(第10号)の提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

〇議長(吉田敏男君) これをもって提案 理由の説明を終わります。

これから、議案第101号令和3年度足 寄町一般会計補正予算(第10号)の件の 質疑を行います。

6ページから8ページ、歳入歳出一括で 行います。

質疑はございませんか。

10番。

○10番(二川 靖君) 民生費の関係で、今、町長のほうから昨日国会で5万円だとかクーポンだとかということが議論されてまして、総理大臣のほうから10万円の一括給付ということで言われているところであります。

それで、これ町長が言うように大至急 やっぱり支給をすると、年内にという考え 方の下、事務方で進めているのかなという ふうに思っておりますけれども、これ国の 関係でいえば、何か所得制限だとかいろい ろな何かものがあるというふうに新聞報道 等で見ているのですけれども、そこら辺は どのようになっているのでしょうか。 ちょっと分かることがあればお聞かせ願い たいと思います。

〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。

○福祉課長(保多紀江君) ただいまの御質問なのですけれども、もともと国の制度と、この給付金の制度といたしまして、対象者が年収960万円を超える世帯は除くということになっておりますので、当町もそのように考えているところでございます

以上です。

- 〇議長(吉田敏男君) 10番。
- ○10番(二川 靖君) 今、福祉課長のほから960万円ということで、いわゆる960万円というのは片っ方というか両方合わせたものではないというふうに理解しているのですけれども、いわゆる私が960万円例えばあって奥さんは950万円しかなくて、奥さんも950万円しかないということは当たるということなのですよね、これね。ちょっとそこら辺。
- 〇議長(吉田敏男君) 福祉課長、答弁。
- ○福祉課長(保多紀江君) この960万 円の年収の部分なのですけれども、世帯主 というよりはその世帯で主に生計を維持し ている一番高い方の収入というふうに考え ています。
- 〇議長(吉田敏男君) 10番。
- **○10番(二川 靖君)** そう考えれば、 御夫婦で1,800万円、900万円あって も、もらえるということなのですね。96 0万円以下なら。そういう認識でよろしい でしょうか。
- 〇議長(吉田敏男君) 答弁、副町長。
- **○副町長(丸山晃徳君)** 答弁させていた だきます。

この960万円は世帯として旦那さんがいて奥さんがパートで扶養に入っている。子供さんは2人の場合のその世帯だったら960万円の、高いほうが960万円以内だったら支給対象で、どちらかが960万円を超えたら対象にならないというのは、その960万円は子供さん2人と奥さん1人ということなので、世帯構成によってその960万円という金額は変わります。基本的には今児童手当を特例給付ではなくて、普通の支給で頂いている、支給されている世帯が対象という形になります。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 10番。
- ○10番(二川 靖君) ということは、 お子さんがいわゆる人数によっても変わっ て、960万円と言われているのは最高

で、それ以下であれば世帯主がそれ以下であれば当たるだとか、あとお子さんのあれによってまた違ってくるという部分では、そうしたら先ほど言ったように、片っ方が50万円ぐらいで片っ方が950万円以下だったら、そのお子さんの人数によって変わってくるので、それは支給されるということでよろしいのでしょうかね。

- 〇議長(吉田敏男君) 副町長、答弁。
- 〇副町長(丸山晃徳君) お子さんが2人で奥さんが1人、どちらかが960万円超えたら当たらない。両方とも950万円だったら当たるというのが一般的なその説明として言っています。

以上でございます。

- 〇議長(吉田敏男君) 10番。
- **〇10番(二川 靖君)** それなら理解できるのです。

それで、足寄ではそんなそんなこんな大きい金額というのは相当大きな企業に勤めているか、例えば農家の方だったら超える方が中にはいるのかなという心配もあるのです。そういったことで考えれば、平育だということで考えますと、あかなにしる方がはも一方では出てくるのかがれにというふうに思ってますけれども、いずれというふうに思ったことで、早急に年内に当たるように思いしたいなというふうに思います。

以上です。

○議長(吉田敏男君) 他に質疑ございま すか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 総括ございません

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第101号令和3年度足 寄町一般会計補正予算(第10号)の件を 採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第101号令和3年度 足寄町一般会計補正予算(第10号)の件 は、原案のとおり可決されました。

◎ 意見書案第9号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第3 意 見書案第9号地球温暖化、海水温上昇に伴 う水産漁業被害の解明と支援策を求める意 見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の 規定により、提案理由の説明を省略をいた します。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

〇議長(吉田敏男君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま す

これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号地球温暖化、 海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第9号地球温暖 化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明 と支援策を求める意見書の件は、原案のと おり可決されました。

○議長(吉田敏男君) どうしましたか。(「配られてない」と呼ぶ者あり)

配られていない。かばんの中か。初日に配ったということであります。

それでは続けます。

◎ 意見書案第10号

○議長(吉田敏男君) 追加日程第4 意 見書案第10号燃油等の価格高騰対策、国 の農業予算や運用変更に関する意見書の件 を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の 規定により、提案理由の説明を省略をいた します。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めま す。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号燃油等の価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に関する意見書の件を採決をします。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛 成の方は起立願います。

(賛成者起立)

〇議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、意見書案第10号燃油等の 価格高騰対策、国の農業予算や運用変更に 関する意見書の件は、原案のとおり可決さ れました。

◎ 所管事務調査期限の延期について

○議長(吉田敏男君) 追加日程第5 所 管事務調査期限の延期についての件を議題 といたします。

総務産業常任委員会及び文教厚生常任委 員会に付託中の所管事務調査については、 調査が終わらないので、同委員会から次期 定例会まで期限を延期されたいとの要求が ありました。

お諮りをいたします。

委員会の要求のとおり、期限を延期する ことに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、総務産業常任委員会及び文 教厚生常任委員会に付託中の所管事務調査 について、調査の期限を委員会の要求のと おり次期定例会まで延期することに決定を いたしました。

◎ 閉会中の継続調査申出書

○議長(吉田敏男君) 追加日程第6 閉 会中の継続調査申出の件を議題といたします。

文教厚生常任委員会、広報広聴常任委員 会及び議会運営委員会の委員長から、条例 第136条の規定によってお手元に配付を いたしましたとおり、閉会中の継続調査の 申出があります。 お諮りをいたします。

委員長の申出のとおり、閉会中の継続調 査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、委員長の申出のとおり、閉 会中の継続調査とすることに決定をいたし ました。

◎ 閉会の議決

○議長(吉田敏男君) お諮りをいたします。

本定例会の会議に付された事件は、全て 終了をいたしました。

したがって、総合条例第28条の規定に よって本日で閉会をしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日で閉会することに決定をいたしました。

◎ 閉会宣告

〇議長(吉田敏男君) これで、本日の会 議を閉じます。

令和3年第4回足寄町議会定例会を閉会 をいたします。

午後 3時36分 閉会

令和3年第4回足寄町議会定例会会議録

上記のてん末を記載し、その相違なきことを認めここに署名する。

足寄町議会議長

足寄町議会議員

足寄町議会議員

足寄町議会議員